

いじめを許さない学校をめざして

～いじめ問題実践事例集～

平成 2 0 年 3 月
岡 山 県 教 育 委 員 会

はじめに

岡山県教育委員会では、最近のいじめ問題の深刻化に鑑み、本年度、大学教授や関係機関担当者等の有識者からなる「岡山県いじめ対策行動推進会議」を設置し、いじめに対する学校の取組や家庭の役割、関係機関との連携の在り方等について提言をいただきました。各学校においては、この提言も踏まえ、いじめの問題に対する指導体制の充実や未然防止、いじめ発生時の迅速で適切な対応及びいじめの再発防止等に取り組んでいただいていることと思います。

しかし、最近では、子どもたちの間でネットに関連した、また、周りの大人には見えにくい深刻ないじめが発生し、日々、苦しい思いをしている子どもたちもいます。こうしたいじめの発見や対応は大変難しく、これまで以上に苦慮している状況が見られます。

このような状況の中、いじめが発生した際、学校全体で組織的に取り組む体制づくりを行うことや、他校でのいじめの事例から対応の在り方等を学び、自校の対応に生かすことなどが、管理職をはじめ教職員に求められています。

今回、いじめの問題に対し、日々取り組んでいる学校の事例を取り上げ、実践事例集としてまとめました。各学校におかれましては、今、いじめに悩み、苦しんでいる子どもたちのために、また、新たないじめを起こさないために、これまでの指導資料に加えて本事例集を校内研修等で積極的・効果的に活用され、いじめへの対応を充実させるようお願いいたします。

なお、本事例集では、いじめの様々な対応に関して、特定の場面を取り上げて指導のポイントを紹介しているため、問題発生から解決までの一連の流れを網羅するには至っていません。いじめの基本的な対応については、「子どもたちの明るい未来のために～いじめ問題に関する資料～」(H19.3 岡山県教育委員会)を参考にしてください。

また、各事例については、個人情報保護に十分留意する必要があることを踏まえ、内容等を一部改変しており、各学校から提供いただいた事例とは必ずしも同じでないことをお断りしておきます。

最後に、お忙しい中、貴重な実践事例を提供していただきました各学校の関係各位、実践事例集の編集に当たり御協力いただいた作成委員の皆様にご心から敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。

平成20年3月

岡山県教育委員会

目次

はじめに

第1章 いじめの未然防止

【1】 豊かな人間関係づくりと心の教育

- (1) ソーシャルスキル教育を活用した実践(小学校) 2
- (2) 実態調査を繰り返し未然防止の対応を計画した取組(中学校) 4
- (3) 「いじめ防止プログラム」の実践(中学校) 6
- (4) ピアサポートを通じて集団を育てる取組(高等学校) 8
- (5) 適切なかわり方を学ぶための総合的な支援の取組(特別支援学校) 10

【2】 生徒会等の児童生徒の自主的な活動を生かした取組

- (6) 思いやりの心を育む学校の実践と児童の自主的な活動(小学校) 12
- (7) 生徒の自主的な活動によるいじめの未然防止の取組(中学校) 14
- (8) いじめ撲滅宣言など生徒会による自主的な活動による取組(高等学校) 16

【3】 未然防止のための体制づくり

- (9) いじめの未然防止に向けた危機管理マニュアル(小学校) 18
- 【コラム】いじめ問題の解決に向けて～臨床心理士の立場から～ 20
- 【コラム】いじめ問題に対してスクールソーシャルワーカーができること 20

第2章 いじめ発見時における対応事例

【4】 いじめ及びその兆候を発見した際の対応体制

- (10) 組織的な対応を図りながらPTAと連携した事例(中学校) 22
- (11) 加害生徒、被害生徒、保護者にチームで対応した事例(高等学校) 24

【5】 解決が困難ないじめ、新たないじめに対する効果的な対応

- (12) 集団の中で対象が次々と変わるいじめへの対応事例(小学校) 26
- (13) 異学年の集団の中で起こったいじめに対応した事例(小学校) 28
- (14) なりすましメールへの対応事例(中学校) 30
- (15) 電子掲示板での誹謗中傷に対する対応事例(高等学校) 32
- (16) 情報モラル教育と保護者啓発の取組事例(高等学校) 34
- (17) 暴力によるいじめへ対応した事例(高等学校) 36
- 【コラム】家庭裁判所の指導機能について 37
- (18) 被害生徒がいじめられたことを認めない場合の対応事例(高等学校) 38
- (19) 障害の特性に配慮し、専門機関と連携した指導(中学校) 40
- (20) いじめの背景に児童虐待(ネグレクト)が考えられる事例(小学校) 42
- 【コラム】学校と児童相談所の連携について 43
- (21) 保護者の理解を得るために粘り強く対応した事例(小学校) 44

参 考 文 献 46

委 員 名 簿 46

第 1 章 いじめの未然防止

(1) ソーシャルスキル教育を活用した実践(小学校)

1 取組の内容

(1) ねらい

本校では、自分の主張を通し過ぎて友だちとトラブルを起こしたり、逆に自分の思いや考えをうまく伝えられずに誤解を招いたりする児童が見られる。また、攻撃的な言葉遣いをした際、相手がどう感じるかまで考えが至らない児童もいる。

このような場合、児童に注意を促すだけでなく、どのような言葉かけが友だちとの関係を良好にし互いに気持ちよく生活できるか、という側面に焦点を当てた取組が効果的である。そこで、本校では、いじめ防止となる児童相互の良好な人間関係を目指して、ソーシャルスキル教育に取り組んでいる。

(2) 内容

本実践で扱うソーシャルスキル教育について

ソーシャルスキル教育では、児童が自他共に気持ちよく生活できる言動を学習する。不適切な言動が起こる要因を、「児童が適切な言動を学習してこなかった」「間違っただ言動を学習してきた」ととらえ、「あいさつ」「仲間の誘い方」「あたたかい言葉かけ」「上手な断り方」などのソーシャルスキルの習得を目指す。中でも、周りの人から自分が大切にされている感覚を体験することができる「あたたかい言葉かけ」は、互いを肯定的に受け止める人間関係づくりの基盤となると考える。

実践の概要

・授業の展開

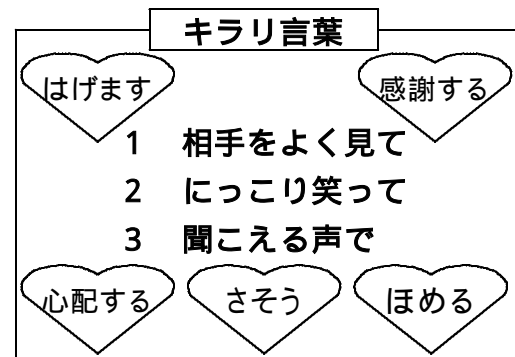
始めに、気持ちがあたたかくなる言葉を考え、「ありがとう」は「感謝する言葉」、「だいじょうぶ?」は「心配する言葉」などのようにまとめた。次に、これらの言葉を各クラスで「キラリ言葉」「にこにこ言葉」などと命名し、良好な人間関係をつくるために大切な言葉だということを意識付けた。そして、教師の言葉かけの手本から、あたたかい言葉かけの時に気を付けることを児童が考え、「相手をよく見て」「にっこり笑って」「聞こえる声で」などにまとめ、それを基にロールプレイングを行った。

・定着に向けた取組

学習したソーシャルスキルを日常生活で活用する意欲を高めるため、がんばりカードを配付し、学校や家庭で活用できた時には、チェック欄にシールをはるようにした。

・保護者との連携

参観日などの機会を利用して「あたたかい言葉かけ」の授業を公開し、保護者の理解を促した。また、学級通信で学習内容を紹介し、家庭でも「あたたかい言葉かけ」の活用ができるよう、協力を依頼した。



**あたたかい言葉とは
その人の様子+感情の言葉**

図 板書例

2 取組の実績及びその効果

(1) 児童の変容

休み時間や掃除時間などに、あたたかい言葉をかけ合う児童の姿が見られるようになった。多くの児童はがんばりカードのシールはりを励みにして、意欲的に取り組んでいる様子うかがえた。それに応じて、子どもたちの人間関係に受容的な雰囲気が見られるようになった。

自尊感情が低く、他者と信頼関係が築きにくかったA児は、友だちや教師から「Aちゃん～してくれてありがとう」「Aちゃん、～ができてすごいね」などの言葉をかけられ、実践後「いつもと違う自分になれた気がしました」と話した。「自分は大切にされている」「心がつながることは心地よいことだ」という体験をして「いつもと違う自分」を感じたのではないかと思われる。

(2) 保護者との連携

参観授業後に保護者への理解を促した学級通信を配付した。ここでは、子どもがかけたあたたかい言葉の受け止め方を具体的に示し、保護者自身のソーシャルスキルの向上を図った。

保護者からは、「今までの自分の言動を振り返ることができました」「学校でソーシャルスキルを教えてもらえてありがたい」「あたたかい言葉をかけると、子どもとの関係がよくなりました」などの感想をいただいた。

今日の学習は「相手をよく見て」「にっこり笑って」「聞こえる声で」という三つのポイントで練習しています。さらに、あたたかい言葉とは、**その人の様子+感情の言葉**と教えています。

授業のまとめに「実際に友だちやおうちの人にもこの技をつかってみよう」と意欲付けをしています。お子さんが、三つのポイントであたたかい言葉をかけたら、サインをお願いします。そして、「顔をよく見て言えたね」「あたたかい言葉をかけられると気持ちがいいね」「Aちゃんは、このごろ～をがんばっているね、すごいなあ」など、子どものがんばりを認め、互いに「あたたかい言葉かけ」をかけ合っていたらありがたいです。

そうすると、家の中に、「あたたかさ」や「やさしさ」があふれるのではないのでしょうか。

図 学級通信による啓発（一部抜粋）

3 取組についての評価

本実践により、児童は非言語面（表情やしぐさなど）にも敏感になり、相手の表情から感情を読み取った上での言葉かけや、自分も相手を大切にしたい伝え方ができるようになりつつある。それに応じて、受容的な雰囲気が学級内に生まれ、いじめ防止となる肯定的な人間関係づくりを促進することができた。また、全校で取り組んだことにより、教員研修を行ったり、児童の様子や情報交換を行ったりするなど、共通理解を図ることや系統的な指導を行うことができた。

さらに、参観授業や学級通信などにより保護者への啓発を行ったことで、保護者の意識が高まり、保護者自身が子どもへのかかわりを見直す機会をつくることができた。

《参考》ソーシャルスキル・トレーニング

人間関係についての基本的な知識、相手の表情等から隠された意図や感情を読み取る方法、自分の意志を状況や雰囲気に合わせて相手に伝えること、対人問題の解決方法などについて説明を行い、また、ロールプレイングを通じて、グループの間で練習を行う。その後は、日常の中で実践するよう努め、思いやりなど社会的能力の獲得につなげる。

（平成19年2月 文部科学省「いじめ問題に関する取組事例集」より）

(2) 実態調査を繰り返し未然防止の対応を計画した取組(中学校)

1 取組の内容

(1) ねらい

本校のいじめの実態を把握し、問題点を明らかにしていく中で、温かい人間関係を築くための取組を進める。

教職員、生徒一人一人がいじめを自分たちの課題ととらえ、解決していこうとする意識を高め、未然防止に取り組む姿勢を育む。

(2) 実践

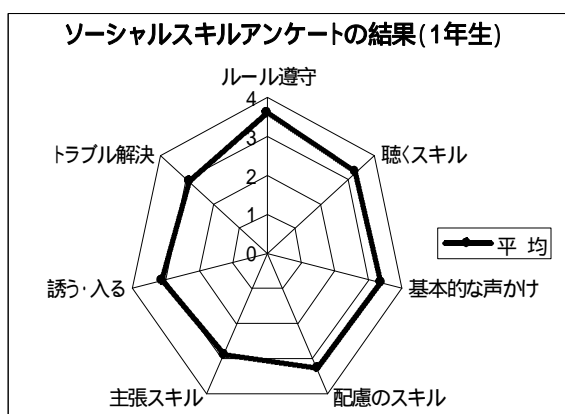
< 18年度 >

- 6月 いじめに関する第1回実態アンケート調査の実施
 - ・「友だちから無視される」「他の人がいじめられているのを見た」などの項目を設定し、アンケート調査によるいじめの実態を把握した。
- 8月 実態調査の結果を基にした校内研修の開催(教職員)
- 10月 校内研修での分析を基にした「いじめ」をテーマにした道徳の授業の実施
 - ・各学年ごとに題材を設定し、授業を実施した。(2時間)
- 10月 いじめに関する第2回実態アンケート調査の実施
- 11月 生徒全員を対象とした「命の授業」の実施
 - ・妊娠中の本校教諭の思いや体験談を聞き、命の大切さについて考えた。
- 12月 生徒会主催「いじめをなくし、楽しい学校に！」キャンペーン
 - ・生徒会スローガンの決定やアンケート結果を基にしたクラス討議等を実施した。

< 19年度 >

- 6月 ソーシャルスキルアンケートの実施
 - ・35項目を設定し、「ぜんぜんしない」～「よくする」の4件法で行った。
 - ・ソーシャルスキルアンケートの実施により、多くの生徒が「トラブル解決」を苦手としていることが分かった。

ソーシャルスキルアンケート質問項目	
ルール遵守	
1	活動や遊びの中でのルールを守る
2	友だちのものを使うときは許可をもらってからにする
3	友だちとの約束を守る
4	時間を守る
聴くスキル	
5	話を聴くときに、その人を見る
6	話を聴くときに、「うん」「そう」など相づちをうつ
7	話を聴くときに、その人の話題にあった質問をしたりする
...	
トラブル解決スキル	
30	かっとしても、気持ちをうまく切り替える
31	友だちにからかわれたり悪口を言われた時には、無視したり話題を変えたりする
32	人にいやなことを言われたりケンカをうられたら、相手にせずその場を離れる
33	だれかが、ほかの人から不当な扱いを受けているときには、その人に注意をする
34	仲間と対立したとき、自分の考えを変えて妥協する
35	仲間と対立した時、相手と話し合う



8月 ソーシャルスキルについての校内研修の開催（教職員）

- ・スクールカウンセラーによる講話
- ・アンケート結果の分析、課題の確認
- ・トラブル解決能力の獲得をテーマとした学級活動の模擬授業

模擬授業では、問題解決の6ステップ（問題を明らかにしよう、解決策を考えよう、結果を予想してみよう、解決策を決めよう、解決策を実行する計画を立ててみよう、やってみてどうだったか考えてみよう）に沿って、グループでロールプレイをしながらトラブル解決の方法を身に付けることをねらいにした。

9月 学級活動「アンガーマネージメント」の実施（全校：2時間）

- ・第1時の指導

朝、親しいと思っていた友だちに「おはよう」と言ったのに無視された等の14場面を設定し、その時の怒りの度合いを自己分析することで、自分の怒りの傾向を理解させた。また、いろいろな怒りのコントロール方法を教え、自分の気持ちの持ち方で怒りをコントロールできることに気づかせた。

- ・第2時の指導

貸したものを返してほしい時に自分はどんな態度をとるか等の9場面を設定し、自分の自己主張の傾向を理解させた。また、相手の気持ちに配慮しながら自分の気持ちを伝える望ましい自己主張の仕方考えることで、自分の考え方や言葉のかけ方で、相手や自分が気持ちよく生活ができ、相互の怒りをコントロールできることに気づかせた。

11月 人権・平和教育の取組（3年生：総合的な学習の時間）

- ・いじめをテーマとした劇の実演
- ・いじめをテーマとしたプレゼンテーションの作成・実施

2 取組の実施及びその効果

（1）18年度アンケートの結果より

いじめの実態把握のために実施した第1回アンケート結果を基に教職員の研修を行い、共通理解を図ったり、各学年で取組の重点項目を決め、道徳の授業の実施や生徒の自治的な活動を取り入れていく取組などを行った結果、第2回アンケートでは、具体的ないじめの行動が減少した。繰り返し実態を把握する必要があると感じた。

（2）ソーシャルスキルについて

アンガーマネージメントの授業では、生徒が積極的に活動し、「今日の授業はためになった」「授業を受けていろいろなことに気づいた」「次から、こういう場面ではこうしようと思った」などといった感想が次々に聞かれ、生徒たちにとって大変重要な学びとなった。

教科の授業でのグループ学習や総合的な学習の時間での班活動等の場面で、アンガーマネージメントで身に付けた感情をコントロールする方法やトラブルを解決する方法を活用し、生徒がお互いを尊重しあうようになった。

3 取組についての評価

生徒の実態を把握し、その分析から校内研修のテーマを設定し、教職員全員が校内研修を行った後、さらに検証を加え、継続的に学校全体でいじめの未然防止に取り組んでいる。

2年間の取り組みであるが、段階を経て取組を発展させ、アンガーマネージメントなどの取組が生徒たち相互の人間関係づくりに役立っている。

（この事例は、津山市立鶴山中学校の取組に基づいている）

(3)「いじめ防止プログラム」の実践(中学校)

1 取組の内容

(1) ねらい

本校の生徒のいじめに対する認識は「よくないこと」という漠然たる意識はもっているものの、いじめの卑劣さや残酷さ、いじめが人権侵害にあたることについての認識は、十分ではないように思われる。そして、この認識の不十分さが、いじめを容認したり、正当化したりする考え方にもつながっていると考えられる。こうした実態から、いじめを未然に防止するためには、被害者の深刻な精神的苦痛に思いが及び、心からいじめを憎むような深い認識を生徒がもつことが必要であると考えた。

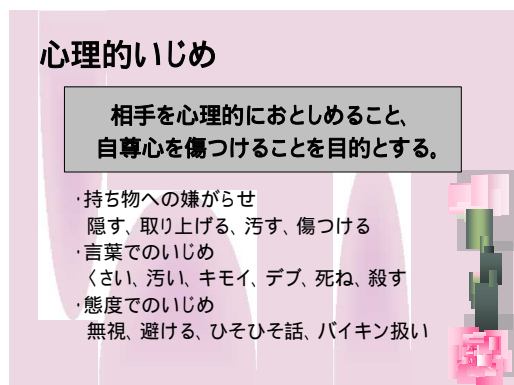
そこで、教材と指導方法について研究し、複数時間構成の学習プログラムを開発し、実践することとした。

(2) 学習プログラムの目的

いじめの被害者・加害者・傍観者の心理といじめのメカニズムを理解できるようにする。

いじめの加害者や傍観者がいじめを正当化する誤った考え方を修正する。

いじめを発見した場合やいじめを受けた場合にどのような行動をとるべきか、具体的に指導する。



プレゼンテーションソフトを用いた資料の1コマ

(3) 内容

対象者 第1学年(全2学級合同授業)

授業内容(3単位時間)

- ・第1時の指導(いじめを受けたときの被害者の心理を知る)

様々ないじめの態様を考えることを通して、そのときの被害者の心理を考えた。特に、いじめを苦に自殺した事件のビデオを見て、苦しみの深刻さや告白できない理由、自尊心の低下がもたらす影響等を考えることにより、いじめの自殺防止の知識を身に付けるようにした。

- ・第2時の指導(いじめの加害者・傍観者の心理を知る)

いじめの加害者の心理(いじめる理由、いじめを正当化する論理、被害者の心の痛みの認識等)と傍観者の心理(いじめを許す心)については、図表や説明文を示しながら、理論的に理解できるようにした。特に、加害者や傍観者の心理は、特別なものでなく、だれもが共通してもっており、自分が加害者や傍観者になる可能性があることを強調した。

- ・第3時の指導(いじめへの対処の方法を学ぶ)

いじめの被害で苦しんでいる人に対して、自分ができることは何かを具体的に考え、被害者を何とかしようとする意識を高めた。

いじめられている人の気持ちを考えて、いじめをなくすためには、どうすればよいかを話し合わせた。最後に、いじめは絶対に許されないことであり、はやし立てることや見て見ぬふりをすることが、いじめを助長することを伝えた。また、指導にあたっては、一貫していじめは絶対に許されない行為であることを強く訴えた。

教材

実際に起こったいじめを苦しめた自決した事件のビデオを使用した。授業で用いる図表や説明文などは、すべてプレゼンテーション用ソフトを使って自作したものを利用した。

2 取組の実績及びその効果

(1) いじめ問題に対する意識

いじめに対する許容度を測定するため、12項目の具体的ないじめに対し、「大変悪いと思う」～「まあよいと思う」の5件法で、事前と事後にアンケート調査を行った。事前と事後を比較すると、どの項目においても、容認する考えが少なくなった。

いじめの許容度測定に関する質問項目

バカにして、からかう
目の前でひそひそ話をする
あだ名で呼ぶ
教科書に落書きをする
その人だけ、のけ者にする
持ち物を隠す
聞こえるように悪口を言う
うそを言う
無視する
仲良くしているふりをして、陰で悪口をいう
教科書を破る
机に「死ね」と落書きをする

(2) いじめの被害者を守ろうとする意識

いじめを受けている被害者を守ろうとする意識を測定するため、8項目の質問項目に対し、「まったくそのとおり」～「ぜんぜん違う」の5件法で、事前と事後にアンケート調査を行った。事前と事後を比較すると、どの項目においても、いじめの被害者を守ろうとする意識が高まった結果になった。

いじめの被害者の救済に対する質問項目

いじめられている子を見つけたら、なんとしても助けたいと思う
いじめられている子にも多少の問題はあると思う
いじめを見つけてもそれを先生に告げ口するのは良くないことだと思う
いじめがあることを先生に知らせても、いじめをなくすためには、あまり効果はないと思う
クラスにいじめがあっても、自分の友だちでなければ、あまり関係ないと思う
自分の気に入らない相手なら無視してもよいと思う
いじめを受けている人はもっと強くなるべきだと思う
いじめを見つけたら、自分が何かしてあげなくてはならないと思う

3 取組についての評価

道徳の時間や学級活動の時間で計画的に実施し、集中していじめ問題について考えることができ、生徒のいじめ問題に対する意識を効果的に高めることができた。いじめ問題に対する意識の高まりは、いじめの抑止につながると考えられる。また、被害者を何とかしようとする意識が高まったことにより、仮にいじめが発生した場合においても仲間同士の助け合いが起こり、深刻な事態に陥る危険性はより低くなると考えられる。

指導にあたっては、一貫していじめは絶対に許されない行為であることを強く訴えることで、生徒たちがいじめ問題に対する教師の姿勢をしっかりと伝えることができた。

(4) ピアサポートを通じて集団を育てる取組 (高等学校)

1 取組の内容

(1) ねらい

ピア (Peer = 仲間) サポート (Support = 支援) は、生徒の中に仲間支援の力を育て、活用する取り組みである。さまざまなトレーニングによって成長した生徒たちが、日常生活の中でサポート活動を行い、仲間同士の間人間関係を豊かにしたり課題を解決したりするとともに、あたたかい学校風土づくりの一端を担うことをねらいとしている。また、ピアサポートには、いじめや暴力などの問題行動が起こりにくくなる予防的なはたらきがあることも、さまざまな実践から報告がなされている。

(2) 概要

ピアサポート活動参加者の募集

1年生・2年生の後期保健委員と希望者を対象とする。(32人参加)

ピアサポート・プログラム(全9回:各回とも放課後に90分間)

	テ マ	取組の内容
P S レ I ン グ	ガイダンス	ピアサポートについて概要を理解する。
	ピアサポーター 同士の間人間関係 づくり	参加者の交流を深め、信頼関係を築く。ウォーミングアップで緊張をほぐし、自己紹介の要素を含む演習や、協力することによって与えられた課題を達成するグループ・ワークを行った。
	コミュニケーション・スキル	サポートの基本となる、「人の話の上手な聴き方」を中心に学ぶ。相手の話をどのように聴けば相手は話しやすいか、また、聴いてもらってよかったと感じるか、演習を通して体験的に学んだ。
	自己理解	「エゴグラム」によって自己理解を深め、自分の対人関係における特徴をつかむ。自分の「エゴグラム」を描くだけでなく、「エゴグラム」によってどのようなことが分かるか理解したうえで、今後の在り方を探る手がかりとした。 * エゴグラム：心の状態をグラフで表す手法の一つ
	対立の解決	対立している人の間に立って調停する方法を学ぶ。対立が起こったときに大切なのは、両者の納得する肯定的な結果を導き出すことである。日常に起こりそうな場面を設定し、ロール・プレイを通じて調停する方法を学んだ。
P S 活 動	個人プランニング	日常生活の中で実際にどのような仲間支援が可能であるか考え、具体的な計画を立てた。
	フォローアップ ・セッション(3 回)と反省会	サポート活動を行ったピアサポーターたちが定期的に集まり、活動内容を報告したり、改善点を話し合ったりしながら、次の活動につなげた。 プログラム全体の反省と来年度へ向けての展望。

2 取組の実績及びその効果

(1) ピアサポート・トレーニング

ピアサポーターとして仲間支援をする生徒たちは、さまざまなトレーニングを受けることによって、彼ら自身が成長する。その成長の場であるピアサポート・グループは、なによりも安心できる集団でなくてはならない。そのため、「人を受け入れる」体験や「人に受け入れてもらう」体験が重要であり、そうした体験をする中で、人間

関係を学び、社会性を培う。また、他者支援をするからには、自分の対人関係における特徴を知っておくことが必要である。そのためには心理テストのみならず、集団のなかで自分がどのように振る舞ったり、どのような考えをもっていたりするのを知ることのできる演習を経験させる。このことは自己理解を図るだけでなく、他者理解を図ることに有効である。

同時にまた、他者支援のためのスキル習得も必要である。人の話を上手に聴いたり、対立している人の間に立って調停するための方法を学ぶことは、ピアサポーターとして身につけておきたい能力である。

5回のトレーニングのなかで、生徒たちは回を重ねるごとに次第にうち解け、安心して自己表現できるようになったり、しっかりと人の意見に耳を傾けることができるようになったりした。個人が成長していくことと、グループそのものが共感的であたたく、お互いに支え合える集団として成熟していくことは、その後のピアサポート活動を展開していくための基盤となるものである。



(2) ピアサポート活動

「個人プランニング」で、実際にどのようなサポート活動ができるか考え、それに伴う困難を予測したり、その解決方法を考えたりする。その計画をもとにサポート活動を始め、フォローアップ・セッションの場を設け、うまくいった点、いかなかった点をお互いに共有する。そしてそのことを参考にしながら、次回からのサポート活動に生かしていく。このようなことの繰り返しのなかで、サポーター同士が支え合い、個人の力量アップを図ることができた。また、ピアサポート・グループは「支え上手な人は、支えられ上手でもある」ということを実感する場としても有効にはたらいた。

実際のサポート活動は「友だちの話をよく聴く」「相談にのる」「クラスで孤立しがちな友だちに声をかける」「弁当を一緒に食べる」「積極的にあいさつする」「ピアサポートの広報活動をする(ピアサポーターの紹介を含む)」などで、さまざまな活動を通じて、生徒たちはだれかのために、あるいは自分の所属する集団のために貢献した。ピアサポート活動を継続していくことで、小集団やクラス、やがては学校の中に一層の共感的であたたかい雰囲気をつくることができれば、と願っている。

3 取組についての評価

サポートを受けた生徒たちからは「じっくり話を聴いてくれたことがうれしかった」「同じ立場の友だちだからこそ分かってくれた」「来年は自分も活動に参加してみたい」などの声が聞かれ、大人による支援とはひと味違った「仲間支援」であることのよさを確認することができた。

アンケートでは、活動そのものが楽しく学びの多いものであり、仲間と交流することによる気づきや楽しさ、新たな世界が広がることの驚きや喜びなど、さまざまな感想が寄せられた。

「学校生活を楽しく送るための調査」から、「自己肯定感」の高まりが確かめられた。

高校生が放課後90分活動することは大変難しいことであり、活動に参加する意志はあっても参加できない回があったことが今後の検討課題である。

(5) 適切なかわり方を学ぶための総合的な支援の取組(特別支援学校)

1 取組の内容

(1) ねらい

新年度の新しい集団の中で、お互いのかかわり方が分からなかったり、発達段階の違いから相手の行動が理解できなかつたりすることがある。そういった生徒間のトラブルを早い段階で適切に指導をし、いじめにつながらないようにすることが重要であり、以下の3つの方針を教員団で設定した。

自己肯定感の向上

生徒が、自分の力を発揮して、周囲に認められる場面を増やす。

対人理解の促進による対人関係の改善

生徒が友だちについて理解し、適切にかかわれるようにする。

保護者との協働

情報交換や話し合いを行い、教員と保護者が一緒に生徒を支えていけるようにする。

(2) 内容

自己肯定感の向上

・授業の準備の手伝い等がクラスのために役立っていると賞賛し、賞賛されたことで、生徒が自分がしていることに達成感を感じられるようにする。

対人理解の促進による対人関係の改善

・嫌な時に意思表示ができないなどの特性や、その時の生徒の気持ちやその生徒への接し方などを、機会をとらえて他の生徒に伝える。
・教師が間に入り一緒に遊んだり、見守ったりしながら、必要なときに支援を行う。

保護者との協働

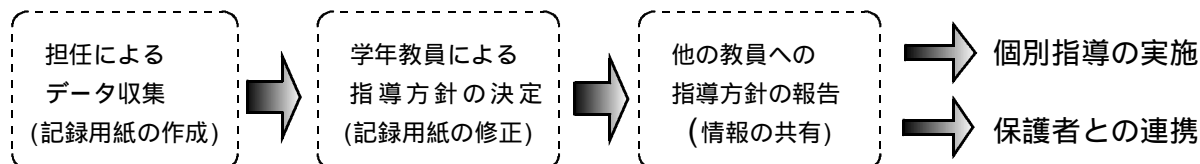
・個別懇談、参観日等で保護者と直接話をしたり、連絡帳を利用したりして、友だちとのかかわりで起きた問題だけでなく、よくできた点についても保護者に伝える。
・トラブルの相手の保護者と理解が食い違わないように双方に同じように伝える。

(3) 共通理解のための体制

生徒のよさと課題、担任の対応、生徒の反応等を担任が記録用紙にまとめる。

学年教員によるケース会議で個別の生徒ごとに指導方針を協議し、記録用紙を修正する。

記録用紙を配布して学部や作業班に報告し、教職員間で共通理解を図る。



(4) 取組における課題とそれに対して講じた工夫

自分の行動を止められたり、思いを否定されたりすることに対して生徒が抵抗し、指導が行いにくい場合があるので、受容と指導のバランス、つまり、言動を受け入れる場合と言動を適切に指導する場合のバランスについて教員間で話し合い、一貫した対応ができるようにした。

2 取組の実績及びその効果

自己肯定感の向上

- ・新しい集団の中でのかかわり方が分かって、徐々に自信が表情の中に現れてきた。授業の準備や活動等自分から進んでできるようになり、賞賛される場面も増えた。

対人理解の促進による対人関係の改善

- ・生徒の言動を表面的に解釈するのではなく、「いじめようとしていたわけではない」「友だちにかかわりたいけれど、かかわり方が分からない」「相手がどう思っているのかが分かりにくい」などと、教員が生徒の立場から言動をとらえ、対応することが徹底できた。
- ・「自分からは嫌だと言えない」「言われていることが分からなくて困っている」などの生徒の状況について繰り返し伝えた。最初は、聞こうとしない生徒もいたが、徐々に受け入れて聞くことができるようになった。
- ・「〇〇君が僕の方を見て、変な顔をした」「貸してと言っているのに貸してくれない」等、他の生徒とうまくかかわれない時に、自分の気持ちを言語化し教師に伝える生徒も見られるようになった。
- ・教員が間に入って、キャッチボールやサッカーボールのパス等の支援をしたことがきっかけで、教員が間に入らなくても、友だちと2人だけで同じようにして遊ぶ生徒が見られるようになった。

保護者との協働

- ・家庭でも、学校と歩調を合わせて賞賛や注意をしてもらうことができた。また、指導の参考にするために、小学校時代の友だちとのかかわりや家庭での兄弟姉妹とのかかわり等の情報を得ることもできた。

3 取組についての評価

本事例は、以下の視点からの総合的な取組が、生徒の安定した対人関係へつながったものと考えられる。

生徒理解に基づく指導方針の決定

さまざまな特性、発達段階の生徒に対応するために、言動を生徒の立場から理解し、生徒の気持ちに寄り添いながら対応することができ、そのことが生徒の情緒の安定につながった。

情報共有による組織的な対応

学級担任だけの理解、取組に終わらせず、生徒の実態や対応等を「記録用紙」にまとめ、学年、部で協議することによって、組織的な対応ができるようになった。

家庭との協働

家庭との情報交換、話し合いにより、生徒の改善点が明確になったり、一貫性のある対応策を講じることができ、生徒の情緒がより安定してきた。

信頼関係を基盤にした指導

生徒が信頼している教員に支えられ、友人とのかかわり方を学んだり、自己コントロールできた経験を積んだりして成功体験を重ねることによって、生徒自身の自己肯定感を向上させることができた。

参考「有効な手立て・支援シート」(岡山県教育庁指導課特別支援教育室ホームページより)

場面(いつ・場所等)	うまくいった手立て	これはだめ	子どもの様子	要点

(この事例は、県立東備養護学校の取組に基づいている)

(6) 思いやりの心を育む学校の実践と児童の自主的な活動(小学校)

1 取組の内容

(1) ねらい

本校は、少人数の単学級であり、子どもたちは、互いをよく知り、仲がよい反面、遠慮がなくなり、相手を傷つける言葉を平気で言うことがある。また、自分は、相手を傷つける言葉を平気で言っているのに、相手から言われるとひどく傷ついたりする場面もあり、そのことが生徒指導の課題となっていた。

そこで、子どもたちが、相手のことを思いやる言葉を使い、豊かな人間関係を築くことができるようになることを願って本取組を始めた。

(2) 内容

きっかけ

入学式で、校長が新1年生に「おはよう」「ありがとう」「いっしょに遊ぼう」「だいじょうぶ」「さようなら」の五つの言葉を「学校が楽しくなる魔法の言葉」として話をし、その後、教職員が『ほかほか言葉』と名づけ、1年生だけでなく、全校に広げようとする取組んだ。

実践

- ・1学期の早い時期に、週ごとの生活目標に取り上げ、およそ1ヶ月にわたって取り組んだ。その間、ほかほか言葉をイメージしたキャラクターの「ほかちゃん」を全校から募集し、『ほかほか言葉』に対する関心を高めた。

1 週目

「ほかほか言葉をいっぱい使おう」

2 週目

「ほかほか言葉をふやそう」

3 週目

「ほかほか言葉を広げよう」

4 週目

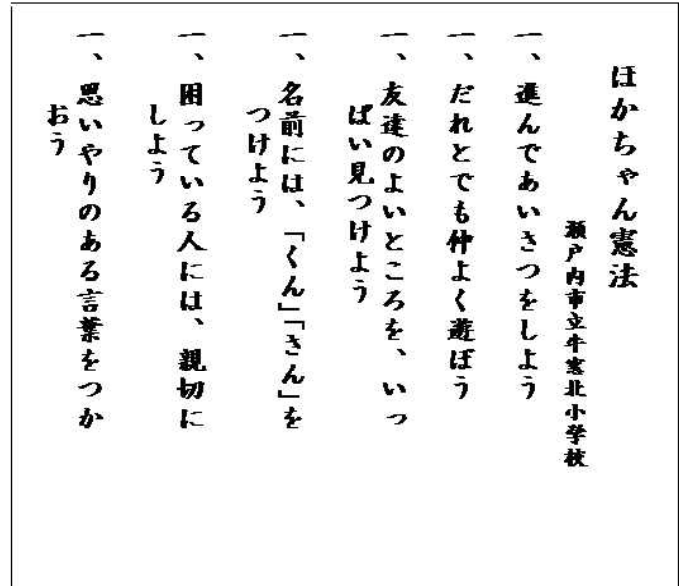
「ほかちゃんカードにたくさんの色を塗ろう」

- ・ほかほか言葉を言ったらカードに色をぬることにより、『ほかほか言葉』に対する意識づけを行った。学期の終わりには、児童の運営委員会が、見つけたたくさんの『ほかほか言葉』を校内にはり、その後も引き続き意識して使えるようにした。



子どもからあがってきた
ほかほか言葉の一例
いっしょにがんばろうね
かしてあげるよ どうしたの
ごめんね また遊ぼう
協力しよう 元気だね

- ・6年生が中心となり、人権週間での取組として「ほかちゃん憲法」が発表された。言葉の使い方に限らず、友だちとのかかわりについても触れている内容で、学校集会では、「ほかちゃん憲法」を読み合い、思いやりの大切さを確認し合った。
- ・運営委員会活動の他、いろいろな場面で『ほかほか言葉』が意識されるようになり、「ほかちゃん」のキャラクターも校内に根付いていった。
- ・『ほかほか言葉』を指導するだけでなく、いやな言葉を『ちくちく言葉』として、言われた人の気持ちを考えた言葉について学級活動等で指導した。日常では、嫌な言葉を言った児童には、「相手の人の心がちくちくしているよね」などと具体的に話して指導を行った。



2 取組の実績及びその効果

子どもたちの具体的な様子

- ・児童同士のやりとりの中で、「ありがとう」がよく言えるようになり、それを「その言葉を聞くと言われた人はうれしくなるね」とほめると、「ありがとう」の言葉がさらに広がっていった。
- ・「ごめんね」がすぐに言えず、もめている場面では、「こんな時、どう言えばいいのかな」と教師が投げかけることによって、子どもたちが言葉の遣い方を考えるようになり、トラブルを防ぐことができた。
- ・「ほかちゃん」のキャラクターが、友人を思いやる言葉や態度のシンボルとして愛着を持って児童の間に使われるようになるとにつれて、普段の活動の場面で思いやりの言葉が自然に聞かれ、集団の中でいたわり合う様子が見られるようになった。

3 取組についての評価

『ほかほか言葉』を全校に広げる取組によって、どのような言葉を使ったらよいか、使ったらいけないのかという意識づけができた。『ほかほか言葉』をいつも使うことができるというところまでには至っていないが、誰かが使えばそれを広めることができるようになっている。

低学年では素直に言える言葉でも、学年が進むにつれて素直に言えなくなる傾向があるが、キャラクターを使って象徴的に視覚に訴えることにより、思いやりの言葉を抵抗なく使えるようになった。これにより、思いを伝えたり、優しい言葉をかけ合うことへの意識づけができた。

『ほかほか言葉』とともに、「ほかちゃん」のキャラクターが、思いやりのシンボルとして広まり、温かい人間関係づくりを啓発する取組を学校全体で一本化することができた。

(この事例は、瀬戸内市立牛窓北小学校の取組に基づいている)

(7) 生徒の自主的な活動によるいじめの未然防止の取組(中学校)

1 取組の内容 ~友愛の会(いじめ対策実行委員会)の取組~

(1) ねらい

いじめについての認識を深め、互いの個性を認める人間関係を育てる。
いじめに対して課題意識をもたせ、いじめに対して毅然と対応できる生徒を育てる。
いじめの解消に向けた生徒の自主的な活動を通して、いじめの未然防止の環境をつくる。

(2) きっかけ

いじめ調査で実態を把握した結果、多くのいじめがある実態がわかり、学校全体として危機感を持った。
友だちがいじめられていることを知っても、相談しにくいという実態があることから、個々の生徒が思いやりの気持ちを持ち、生徒同士で助け合い、いじめを許さない雰囲気をつくっていくことが急務と考えた。

(3) 「友愛の会」の実施体制

「友愛の会」は、生徒会を中心に、趣旨に賛同する生徒を各クラスに呼びかけ、集まった会員により結成する「実行委員会」形式でスタートした。

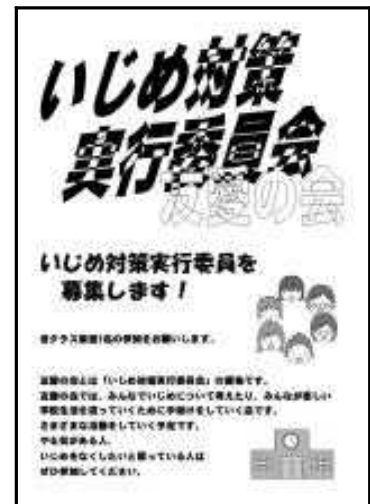
「友愛の会」執行部の生徒が中心となって会の運営・企画・立案に取り組んだ。

会員を3チームに分け、月に1回程度会員が集まって活動の方針や内容について話し合い、事業を実施した。

Aチーム：生徒集会などでの啓発活動(18人)

Bチーム：新聞による啓発活動(29人)

Cチーム：制作物による啓発活動(39人)



「実行委員募集ポスター」

(4) 実践

Aチーム

- ・学期ごとにいじめに関するめあてをつくり、生徒集会で呼びかけた。
- ・朝の会や帰りの会で1週間のめあてを呼びかけた。
- ・いじめに関する劇の台本を作成し、生徒集会で劇を披露した。

Bチーム

- ・いじめについてのアンケートを作成し、実施、集計した。



- ・「友愛新聞」を発行し、アンケート結果を知らせるとともに、全校生徒や保護者等に対して啓発活動を行った。

Cチーム

- ・いじめは許さないという意識を高めるために、会員手作りの「友愛ワッペン」を作り、会員と教師等がつけた。
- ・全校生徒が10cm×5cmのカードにいじめに対しての「決意文」を書き、そのカードを使って体育館のステージの壁面にモザイク画「友愛」を作った。
- ・いじめに関するポスターをつくり、校内に掲示した。
- ・校内でいじめ等のトラブルが起きたときに、会員がサポーターになろうということになり、会員全員でソーシャルスキルトレーニングについて研修した。



「友愛ワッペン」

2 取組の実績及びその効果

(1) 生徒の変容

発足当初は「いじめ対策実行委員会」という名前だったが、会員から愛称を募集したところ、本校の校訓「友愛」をもとにした「友愛の会」とすることになり、その結果、生徒が愛着をもち、取組の盛り上がりにつながった。

生徒自身が作成したアンケートを実施することで、より具体的な実態把握ができた。その中で、事例を挙げて、それがいじめであるかないかを質問する方法をとったことにより、生徒自身がどんな行為がいじめに当たるのかを認識することができた。

「友愛の会」の活動を全校生徒が認知することで、生徒相互がいじめに対する態度や思いを共有することができ、生徒間のトラブルの早期解決にもつながった。

生徒会選挙の立候補演説において、いじめ撲滅について真剣に訴える候補者の演説が増え、学校全体としての「いじめ撲滅」の機運の高まりとなった。

(2) 保護者や地域住民からの反応

新聞や地元ケーブルテレビなどに取り上げられたことや、会員生徒がワッペンを付けて登下校していることから、地域の人々に「友愛の会」の取組が広く知られた。

保護者、教育委員会、役場職員、町議会議員等で「友愛ワッペン」を付けてくださる人が増えた。子どもたちの応援団が増えていると感じている。

3 取組についての評価

生徒会が自主的に「友愛の会」を発足させ、組織的にいじめ問題に取り組んでいる。3チームに分かれ、一人一人がそれぞれの役割を持って積極的に活動することで、生徒のいじめ問題に対する意識が高まり、いじめを生まない学校づくりにつながっている。

「友愛ワッペン」などの取組を地域に広めることにより、保護者や地域住民を巻き込んだ活動に発展し、学校や保護者、地域の住民とともに子どもを守り育てようとする雰囲気が高まった。

(この事例は、矢掛町立矢掛中学校の取組に基づいている)

(8) いじめ撲滅宣言など生徒会による自主的活動による取組(高等学校)

1 取組の内容

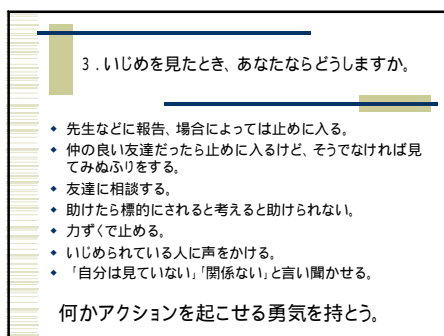
(1) ねらい

いじめが起きてからの対応ではなく、生徒自身が「いじめ」について考えることで、相互理解を深め、円滑なコミュニケーション能力を養い、いじめの未然防止につながるような取組はできないかと、生徒会執行部が考え企画した。

(2) 内容

生徒会がいじめ未然防止のために自分たちができることを話し合い、その取組の趣旨をホームルーム委員に説明し、全校生徒に協力を要請した。

アンケート調査



アピール集会で用いたスライド

クラスでホームルーム委員が取組の趣旨を説明し、いじめに関するアンケートを実施した。アンケートの結果、いじめ問題に対する関心が8割弱と高い反面、2割の生徒がいじめを受けたとき一人で抱え込む危険性があること、いじめを見て見ぬふりをする可能性がある生徒がいることなど、本校においても様々な問題点があることが分かった。このような現状認識を踏まえ、生徒一人一人がいじめを未然に防ぐにはどうしたらいいかを考え、「いじめは絶対ダメという雰囲気をつくる」「あいさつをすることによって、人間関係をつくっていく」など、生徒会としての意見をまとめた。

アンケート結果の報告と撲滅宣言づくり

再度ホームルーム委員会を開き、集計結果と生徒会の考えを伝え、生徒一人一人が心がけるべきことについて意見を求めた。その結果、「目指せ、3つのできる人」と題し、いじめ撲滅宣言(右図参照)を作成した。

アピール集会の開催

生徒会が全校生徒に呼びかけ、いじめ撲滅アピール集会を行った。プレゼンテーションを利用し、アンケートの結果や自分たちがすべきこと等を説明した。

生徒は、いつも以上に集中して聞き、アンケートからアピール集会の発表まで、先生でなく、生徒だけでつくり上げたことに達成感を感じ、発表の内容を自分たちの問題として受け止めていた。生徒会長が前に出て、いじめ撲滅宣言を読み上げると、生徒から大きな拍手がわき起こった。

明るい勝高づくりプロジェクト

勝高いじめ撲滅宣言
～目指せ、3つのできる人～

常に人の気持ちになって行動できる人
温かくて優しい心の人が増えれば、いじめは起こらない。

自分の言動に責任を持てる人
人として生きる以上、自分の言動に対して責任を負って生きるのは当然。もし人を傷つけるような言動をしてもすぐに断れるような素直さを持つ。

他人の価値観を受け入れられる人
考え方、感じ方は人によって違う。それを認め、自分の型に人をあてはめようとしなない。

当たり前のことを、当たり前でできれば、いじめは起こらない。

岡山県立勝山高等学校 生徒会

「いじめ撲滅宣言」

(3) その他自主的活動及び地域交流活動

生徒会活動やボランティア活動により、生徒間、地域の人との交流を深め、コミュニケーション能力を育成することを意図とした。また、生徒が自主的な活動を企画運営する中で、問題意識を持って課題に取り組もうとする態度の育成を目指した。

- ・生徒会による玄関での「あいさつ運動」の実施（水曜日）
- ・地域の文化施設での美術部・書道部の展示及び吹奏楽部のミニコンサートの実施
- ・ボランティア活動の推進
生徒会が中心となり道路、河川等の清掃活動を実施する。（年4回）
- ・地域アンケートの実施

生徒が地域に出向き、本校生徒の服装・頭髪やマナー等について地域住民の意見を聞き、集計結果を全校生徒に知らせ、その中での課題について生徒自らの自覚をうながす。



生徒会による清掃活動

2 取組の実績及びその効果

(1) 「いじめ撲滅宣言」

この取組については、生徒が主体になって企画実行できたことに大きな成果があった。いじめがよくないことは頭の中では分かっているが、自らのこととして考えなければ心の内には入っていかない。「なぜいじめはいけないのか」「いじめとは何か」等、自らの問題として生徒自身が考えたことで、いじめ問題の根深さ、自らが行動することの大切さにも気付いた。また、生徒会執行部から全校生徒に向けていじめ撲滅を訴えることで、同じ生徒の言葉として生徒一人一人の心に強く響いた。

(2) その他自主的活動及び地域交流活動

生徒会による「あいさつ運動」は徐々に生徒の間で広がりを見せ、特に、各部活動の部員を中心に積極的にあいさつをする姿が見られるようになった。また、生徒にあいさつをしてもらったと地域住民から感謝の電話をいただくこともあった。あいさつはコミュニケーションの第一歩であることが生徒間に深く浸透していったと考えられる。

(3) 生徒会活動全般

生徒会活動を中心に、生徒が自主的な活動を行うことで、生徒自ら問題を解決できる力やお互いを支え合っていく人間関係が築かれたように思われる。

一連の取組による生徒の変化として、「自分たちはやっている」という自信にあふれた表情や、人と接する際に笑顔や温かな表情が生徒に見られるなど、生徒の表情が変わってきたことが挙げられる。

3 取組についての評価

生徒会が組織力を生かし、「いじめ撲滅宣言」やあいさつ運動などに取り組み、生徒自らが問題に向き合い、学校を良くしていこうという姿勢ができた。また、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどうかかわったらよいかを考え、主体的に取り組むことはいじめを生まない雰囲気づくりに効果的であったと思われる。

（この事例は、県立勝山高等学校の取組に基づいている）

(9) いじめの未然防止に向けた危機管理マニュアル(小学校)

1 取組の内容

(1) ねらい

学校生活においては、児童の生活や遊びの中で人間関係に問題が生じることがある。そのため、生徒指導にかかわる問題の予防・調査・解決のために設置した生徒指導委員会で、いじめの未然防止を目的とした「いじめ問題危機管理マニュアル」を作成した。そのマニュアルを活用し、保護者や地域・関係機関との連携を基に、豊かな人間関係づくりやいじめを生まない学級・学校づくりを目指した。

(2) 内容(いじめ問題危機管理マニュアルの活用)

いじめ問題危機管理マニュアル 津山市立佐良山小学校

いじめの発見

アンテナを高くする項目

- 班机にする際がすかに机を離そうとする。
 - 授業中、特定の子の言動に対し、ワートとはやしたてる。(席替のとき、ある女の子の隣になった男子を周りの子がはやしたてる。その男子もいやがる。)
 - 菌などの言葉を使う。(特定の子の持ち物に触れようとし、特定の子が座った後の席に座ろうとしない等。)
 - 物が盗まれたり、壊されたりする。
 - 仲間はずれにされる。(遊びでいつもやられ役になる。等)
 - 表情が暗い・衣服が汚れている・保健室によく行く・ノートに悩みを書き込んだりする・「が辛い」等をつぶやく
 - いじめっ子にチクられる・席替えて隣に行きたがらない・自転車のカギがなくなる・持ち物に落書きをされる
- いじめを行う児童の傾向
- 自分の劣等感を人をいじめることで満足感に変える・不満耐性が弱い・集団の中で、自己顕示欲が強い
 - 自己中心的で他人に迷惑をかけがち・相手の立場や気持ちを思い測れない・多数に依存し自己が確立していない

防止対策

いじめを許さぬ学校づくり

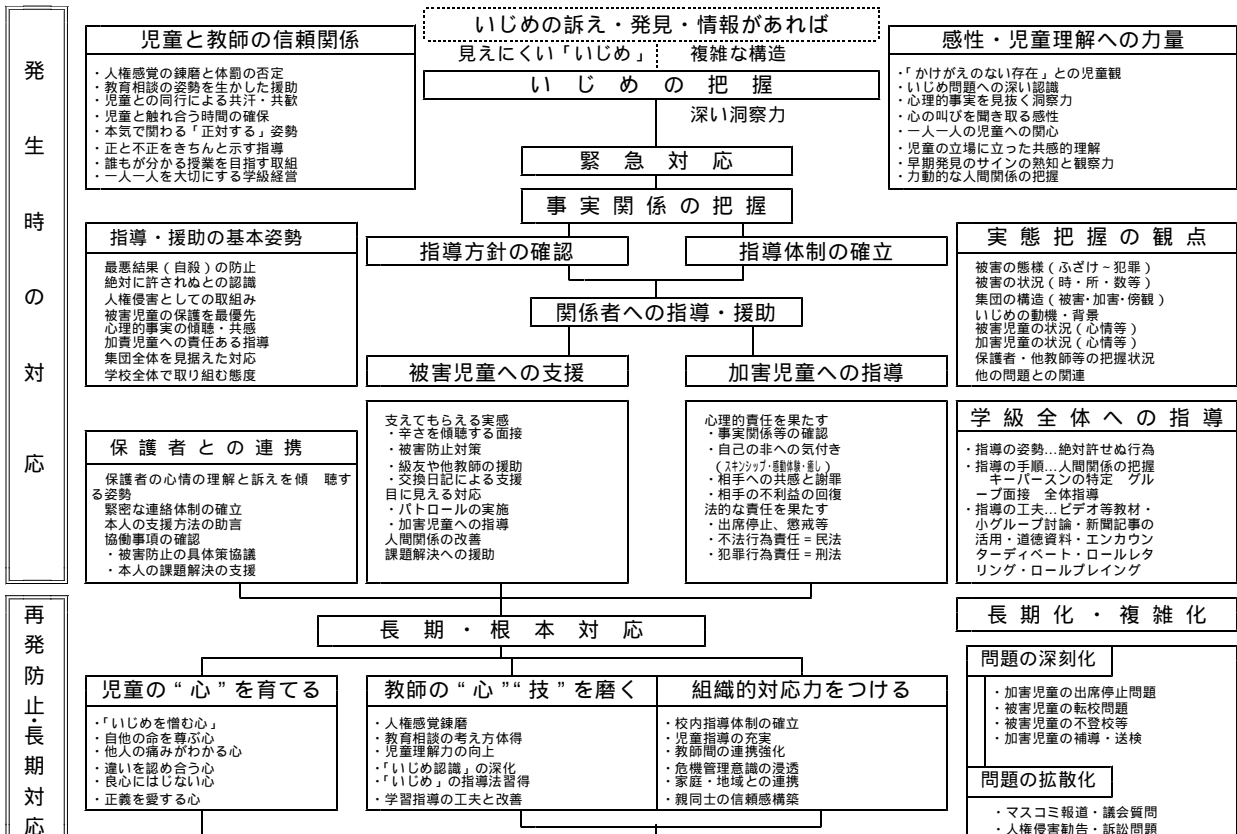
- いじめを許さぬ気風
- いじめに気づく学級集団
- 級友を大切にしている明るい学級
- 個性を認め合う学級
- 朝礼での校長講話
- 児童会での「いじめ防止」への取り組み
- 班ノートの使用

学校の指導体制

- いじめ防止へむけての共通理解
- 人権に関する研修の充実
- 教育相談の充実
- 参考図書・指導資料の充実
- 「生活アンケート」「独りぼっちアンケート」の実施
- 養護教諭との連携
- 横の連携と報・連・相・確認

学校と保護者・地域社会との連携

- 学級懇談の活用や授業公開
- 地区懇談会の内容の工夫
- 学校開放の推進
- 行事への招待
- 家庭訪問の充実
- 学級だより等による情報提供



防止対策

教育相談

- ・児童への教育相談を毎学期行い、悩み、問題点などを聞くことにより、生活・人間関係の改善を図る。
- ・保護者への教育相談は、年1回実施するほか、希望に応じて、随時実施することで、児童の状況をつかみ指導に役立てる。

生活アンケート等の実施

- ・年間3回、資料1に示す遊びに関するアンケート調査を実施し、児童の人間関係の把握や問題の早期発見に役立てる。教師の観察や「独りぼっちアンケート」で把握した一人遊びをしている児童については、学級担任が必要に応じ、声かけ等をしながら見守っていく。

気になる児童や学級の実態を把握

- ・アンケート等の結果を分析し、教職員全体に報告することで、児童の人間関係について、情報の共有を図る。教育相談やアンケートであがってきた気になる児童や学級の実態については、全職員で共通理解を図り、いじめやトラブルなどがなければ注意して見守る。不登校傾向の児童については適応指導教室などの関係機関と連携しながら指導方針を考える。

発生時の対応

- ・学級担任は関係者から情報収集を行い、事実関係を把握する。
- ・「いじめ問題危機管理マニュアル」にそって生徒指導委員会（校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、担任、養護教諭）を開き、対応を協議する。
- ・協議した指導方針は、全職員に知らせ情報の共有を図る。

再発防止・長期対応

- ・毎学期、校内研修でマニュアルの確認をし、校内生徒指導体制について協議する。
- ・道徳や学級活動を通じて、他人の痛みが分かり、互いを認め合う心を育てる。

<資料1>

お昼休み遊び調査()年()組名前()

書き方の例・次のように書きましょう。

月日	遊んだ場所	遊んだ友達	遊んだこと
5/7	ろう下	一人で	ぶらぶらした
5/8	教室で	太郎君、花子さんと	トランプ
10/1			
10/1			

~~~~~

## 2 取組についての評価

積極的な教育相談活動や日々の遊び調査に取り組み、児童に寄り添う姿勢を心がけたことにより、児童と教師の信頼関係が深まってきている。

生徒指導委員会を月1回定期的に実施したことにより、教職員間の情報共有や協力体制が確保できた。また、「いじめ問題危機管理マニュアル」の見直しや事例研究などの校内研修を充実させることにより、いじめについての理解が深まり今後の改善策を確認できた。

いじめを確認した時には、すぐに事実を確認し、「いじめをなくす」「いじめから児童を守る」という強い意識を持って対応することが重要である。また、教職員が一丸となって「いじめは許さない」という気概を持って組織的に対応することが大切である。「いじめ問題危機管理マニュアル」を活用することで、指導方針が明確になり、組織的な対応ができた。

(この事例は、津山市立佐良山小学校の取組に基づいている)

## いじめ問題の解決に向けて～臨床心理士の立場から～

いじめへの対応について心のケアの立場からまず浮かぶのは、被害者へのケアです。被害者は「自分が悪い」と自分を責め、自分の存在を否定するほどのダメージを受けています。当時の同級生に会うと卑屈になると訴える大学生もいるくらいです。安心と自信を取り戻すこと、また、発達障害などの背景がある場合はそちらへの対応が必要でしょう。次に、加害者へのケア。加害者自身が何らかのトラブルや未熟さを抱えています。謝罪にとどまらず、「いじめ」ではない形での表現ができるための援助が必要でしょう。そうした対応は、「指導」という役割をもった教員が同時に行なうのは難しいかもしれません。本人の「味方に徹する」ことができる立場の人を作るのも一案です。

また、被害者の保護者の怒りが学校への責任追及という形になり、膠着状態に陥ることもよくあるでしょう。怒りを当然のことと受け止めつつ、何が解決かを見失わないためには、外部機関や外部性のあるスクールカウンセラーなどとの連携も考えてみて下さい。

しかし、被害者が本当に安心を取り戻し、加害者が再びいじめをしなくて済むためには、周囲の子ども達の存在が重要です。いじめを生みにくい風土、いじめを助長せず解決する風土を作るのはその他大勢の子ども達です。そうした風土（社会）を作る力を子どもの中に育てる先生方の教育があって初めて、心のケアも十分なものになるのではないのでしょうか。

山陽学園大学コミュニケーション学部 石原 みちる 氏

## いじめ問題に対してスクールソーシャルワーカーができること

スクールソーシャルワーカーとは、一般には「学校で子ども達が健全な教育が受けられるように、かつ、子どもたちが生活全般の中で抱えている問題を自ら解決する努力を支援するため、学校、家庭、地域の人々や関係する機関の専門家たちがチーム体制を組んで行う活動に貢献する、『社会福祉の専門的な知識・技術を有した教育・福祉の専門家』」であるとされています。

子どもとともに生活するなかで支援をすることができるならば、彼らが抱える課題をすぐに見いだすことができ、密に対応をすることもできます。子どもの暮らしに寄り添って支援を行い、いじめが起こった場合には、早期発見・早期解決を図ることができると思います。

スクールソーシャルワーカーは、いじめられる側への支援、いじめる側がその行為を行う原因を見だし、再びこのような行為を行わないようにするための支援を行います。環境調整を図り、いじめの解消をもたらしていくことができる存在です。加えて、それが起こる前に防ぐという視点をもって関わっていくことができます。このようなことは、スクールソーシャルワーカーが子どもの学習権を保障するために暮らしに寄り添う支援を行うからこそできるのです。

中国学園大学子ども学部子ども学科 中 典子 氏

## 第2章 いじめ発見時における対応事例



## (10) 組織的な対応を図りながらPTAと連携した事例(中学校)

### 1 事例の概要

中学校1年生の男子Aは、小学校のころ、修学旅行のバスでの移動中にトイレを我慢できずに失敗し、そのせいで「くさい」などと言われ、いじめられたことがあった。小学校では、担任の指導によりいじめは解消していたが、友だちとの会話が少なく、孤立しがちであった。

中学校に入学してから、同じ小学校出身者が他校出身者に小学校の修学旅行での失敗を教えたことから、学級全体に広まった。5月になると学級の生徒のほとんどがかかわったいじめが始まり、言葉による嫌がらせだけでなく、机を合わせなかったり、バイキン扱いをしたりするいじめへと発展していった。

5月末の生徒指導月例連絡会で、部活の顧問からAが同じクラスの生徒からいじめられている疑いが報告された。

### 2 対応策及び事態の経緯

#### (1) 学校の生徒指導体制といじめ発見のきっかけ

担任がAから話を聞いたところ、「みんなから避けられているという気はしているが、小学校のころより今の方がましなので、そっとしておいてほしい」と、強く要望した。学年主任や生徒指導担当者がAを説得したが、Aがかたくなな態度を崩さなかったため、Aの保護者と対応について話し合った。保護者も「暴力的ないじめではないのでAの気持ちを尊重してほしい」と要望したため、担任は、一般的な言葉づかいの指導を学級全体にするとともに、道徳や学級活動の時間にいじめの問題を取り上げ、心の教育の充実を図った。

1ヶ月が過ぎて、あからさまな言葉によるいじめは無くなったが、同じ活動を避けたり、近くに寄らないなどの行動は改善されなかったため、担任が再びAと話をした。Aは担任の問いかけに対して、「今はとても辛くなったので、どうかしてほしい」と助けを求めてきた。

#### (2) 学校の対応方針と対応の実際

今回のいじめが小学校での出来事に起因しており、中学校入学の間もない時期であったため、Aを取り巻く小学校での人間関係や家庭環境等について、小学校から情報を得て、解決に向けての方針を考えた。

今回のいじめにクラスのほとんどの生徒がかかわっていることから、PTA会長等と連携を取り、学級懇談会を開催し、保護者の協力の下、指導するよう方針を考えた。

##### Aへの対応(担任・養護教諭・スクールカウンセラー)

会話が少ないAに対して、がまんしていたつらいことが話せるよう、担任との生活ノートのやり取りや保健室での養護教諭との面談、スクールカウンセラーによる定期的な面接などを行った。

##### Aの保護者への対応(校長・教頭・学年主任)

Aの気持ちを再確認した後、保護者にAの思いと学校の今後の方針について説明した。教頭が、事前に小学校と連絡を取り、小学校時代にいじめの解消に向けて、

保護者とともに取り組んだ内容などを考慮して保護者に対応した。

また、いじめを受けている子どもにもプライドがあり、親に弱い者と思われたくないと思っていることや、親に心配をかけたくないと思っていること等を保護者に説明し、Aのつらい気持ちを受け止め、むやみに叱ったりしないように伝えた。

加害生徒への対応（学年団・生徒指導主事・部活動担当）

クラスの個々の生徒には、個別指導を通して、各個人がどのようないじめをしたのかを明らかにし、学級内にある「遊び感覚のいじめ」に気づかせ、自分がしたことと向き合わせる指導を行った。

また、構成的グループエンカウンターなどを取り入れた学級活動や、他人への思いやりの心を育てる道徳の授業などを行ったり、体育祭や文化祭等の行事の際には、担任や学年団の教師がしっかりと生徒とかかわりながら、生徒同士の間関係づくりに取り組んだ。

加害生徒の保護者への対応（校長・教頭・生徒指導主事・学年団）

加害生徒の保護者への対応として、学級懇談会という場を設定した。学級のほとんどの生徒がAへのいじめに関係しており、勝手な憶測やうわさを避けるため、学級懇談会を開き、いじめの事実と学校の指導方針を説明し、保護者に理解と家庭での協力を求めた。

P T Aとの連携

生徒指導委員会後、校長がP T A会長に今回の件について説明し理解を求め、次のことを行った。

- ・ Aの保護者に学校の方針を説明し理解を求め、学級懇談会で学校から説明する内容や予想される質問の回答内容を確認してもらった。
- ・ 学級のP T A役員に集ってもらい、P T A会長の同席のもと、校長が事実説明と、いじめ解決に向けて学校の方針を説明し協力を求めた。
- ・ 学級懇談会の案内状の準備、他の保護者への電話連絡、学級懇談当日の司会進行の打ち合わせなど、P T A役員と協力して行った。
- ・ 学級懇談会の当日は、P T A役員の協力の下、スムーズな運営で事実説明ができ、出席者全員に正確な事実説明ができた。また、保護者からは「家庭での子どもの言動に気をつける」「いじめは許されないことを家庭でも話す」など、前向きな発言があった。

### 3 事例における対応についての評価

生徒指導委員会で情報を共有しながら、組織的な対応ができた。被害者の訴えにより、速やかに生徒指導委員会が開かれ対応方針が協議された。その方針に基づき、複数の教員で対応の分担がなされ、組織的に対応ができた。特に、養護教諭、カウンセラーによる本人のサポート、部活動担当者による見守りと指導、学年団による見通しを持った学級指導、道徳担当者による資料の提供、校長によるP T A役員への説明など明確な役割分担ができた。

学級懇談会の準備段階において、P T A役員の理解と協力が得られ、学校とP T A役員が共通理解のもと、学級懇談会を開催することができた。

小学校での出来事が起因しているため、小学校へ情報提供を求めることにより、今回のいじめに対して、一貫した指導方針で対応することができた。入学時の小学校からの情報提供の重要性を実感した。

## (11) 加害生徒、被害生徒、保護者にチームで対応した事例(高等学校)

### 1 事例の概要

1年生男子Aは、6月ごろから同じクラスの男子生徒5人に、校内で殴る等の暴力を受けていた。夏休み中は会う機会もなく収まっていたが、夏休みが明けると再び暴力が始まり、人数も8人に増え、校外に呼び出されて暴力をふるわれるなど、エスカレートしていった。

体育の授業でのけがで保健室に手当に行った際に、養護教諭に体中にあるあざを指摘され、暴力行為について打ち明けた。

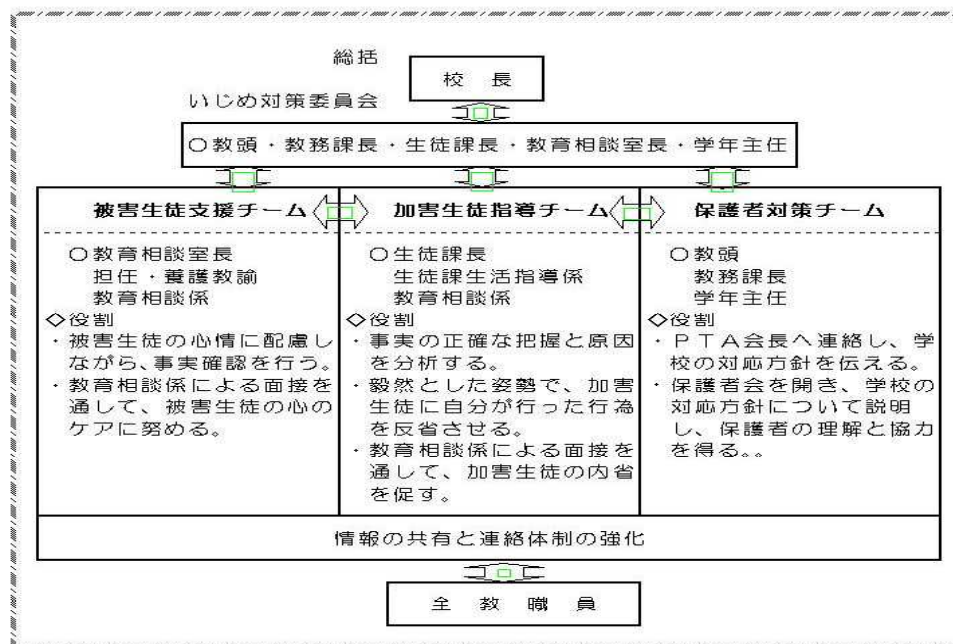
### 2 対応策及び事態の経緯

#### (1) 校内指導体制

いじめの問題への対応については、被害生徒支援チーム、加害生徒指導チーム、保護者対応チームが連携を取りながら対応することとしており、学校は直ちにいじめ対策委員会を開き、各チームの今後の対応について検討した。

指導体制の特色として、いじめに関係した被害生徒、加害生徒共に複雑な思いや悩み等があることが考えられるため、各チームにそれぞれ教育相談担当の教員を配置している。

図1 いじめに係る校内指導体制(概略図)



#### (2) 事態への初期対応

##### 被害生徒対策チーム

- ・教育相談係は、生徒が受けたつらい気持ちを共感的に受け止め、個別に面談を行いながら心のケアに努めたが、被害生徒の心の傷が深刻だったので、カウンセラーと連携して対応した。
- ・該当クラスの他の生徒に対しても、見て見ぬふりをしたり、はやし立てたりしたことに対して指導を行うとともに、罪悪感を感じている生徒への心のケアのために、

個別に面接を行った。

#### 加害生徒指導チーム

- ・事実関係を正確に把握するために、被害・加害生徒だけでなく、該当クラスの生徒一人一人に聞き取り調査を行った。
- ・加害生徒には、毅然とした姿勢でいじめは許されない行為であることを指導した。
- ・教育相談係は、問題行動の背後にある生徒の思いや課題を探りながら、内省を促した。

#### 保護者対応チーム

- ・被害生徒からの訴えがあった日の内に、いじめの事実の有無を確認し、被害、加害双方の保護者に来校を求め、生徒課長が今回のいじめについての事実を説明するとともに、今後の学校の対応方針を伝え、保護者の理解と協力を求めた。
- ・被害・加害生徒への対応が一段落した段階で、PTA会長に報告するとともに、該当クラスの保護者会を開催し、学校の対応方針を説明し、保護者に理解と協力を求めた。

#### いじめ対策委員会

- ・各チームは指導の経緯や対応の状況をいじめ対策委員会に報告した。
- ・報告を受けて、いじめ対策委員会は問題解決への見通しを探りながら、新たな対応策を協議し、各チームに指示をした。
- ・各チームやいじめ対策委員会で協議された内容は、職員会議で報告し、全職員に対応の方針等の共通理解を図った。

### (3) 以後の対応と経過について

#### 臨時職員会議の実施

- ・再発防止のために、被害生徒の見守り体制や支援方針、加害生徒への事後のかかり方等を全教員で共有した。
- ・生徒との人間関係を深め、心のサインを把握する観点から、今後のクラス運営や教科指導の在り方等を検討した。

#### 全校生徒への指導

- ・被害生徒支援チームが中心となり、いじめについての事態を調査するために各クラスでアンケートを実施した。
- ・アンケート結果について「教育相談室たより」を通して生徒にフィードバックするとともに、いじめの早期発見のために生徒の協力を求めた。
- ・ホームルーム活動を利用して、今後のクラスづくりについて生徒たちが話し合う機会を持ったが、生徒たちはいじめ問題やクラス内での各自の行動について話し合う中で、他の生徒を思いやる気持ちや授業を大切にする自覚も次第にでてきた。

### 3 事例における対応についての評価

今回の件を通して、校内指導体制を整備し、対応マニュアルを作成することの重要性を改めて感じた。

全ての教員が、指導全体の流れを意識しながら対応することができる。

役割が明確になることから、事案についての初期対応が迅速に行える。

各チームに配置されたリーダーを中心とした機動的な対応が可能となる。

各チームの対応が明確となっているので、自分の果たす役割について、教員がイメージを持ちやすい。

加害生徒、被害生徒に対して、複数の教員による対応が容易になる。

問題行動の対応について教員間の共通理解を図ることができる。

## (12) 集団の中で対象が次々と変わるいじめへの対応事例(小学校)

### 1 事例の概要

5月連休明けごろから、4年生の女子の友だち関係が固定化し、休み時間などにグループごとに分かれて遊ぶ様子が見られた。その中で、故意ではなく、ちょっと足を踏んでしまった等の些細なことを理由にして、9人のグループ内で一人を標的と決め、「無視する」「仲間はずれにする」「わざとぶつかる」「背中をたたく」「陰口を言う」などの嫌がらせが発生した。また、グループ内の仲間の中でそれを傍観したり、あおったりするような場面もあった。

こういった嫌がらせが相手を変えて行われ、グループ内の児童同士で、互いに目立つことを嫌うような雰囲気生まれた。その中で、お互いの失敗を笑ったり、お互いに嫌がらせをしたりするなど、険悪な関係を続けていた。

クラス内の他の児童は、特にその件について気がついていない様子だったが、7月ごろ、担任がある児童から、別の件で相談を受けた際、グループ内での嫌がらせの話が出てきた。

### 2 対応策及び事態の経緯

#### (1) 事情の確認

- ・担任は、始業前に相談を受けていたため、2限後の休憩時間に、教務主任や養護教諭と協力し、かかわっていた児童から一人ずつ事情を聞いた。
- ・嫌がらせに加わったり加わらなかったりしたという児童もいたが、かかわったと考えられる児童全員から事情を聞いた。

#### (2) 児童への指導と保護者への連絡

生徒指導委員会（同日昼休み）

（委員会メンバー：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、担任、養護教諭）

<現時点での問題の確認と指導方針の決定>

- ・嫌がらせに加わったり加わらなかったりしたという児童や、嫌がらせに加わっていたという自覚がなかったという児童もいたが、よく一緒にいる9人の中で互いにかかわり合っている事案に当たるので、9人とも同じ事案として対応する。

- ・同日下校までに児童を指導する。

児童への指導（同日放課後）

<個別の対応>

- ・担任、教務主任、養護教諭等で、もう一度事情を確認した。嫌がらせをされた時のつらい思いを受け止めるとともに、友人につらい思いをさせたことも考えさせ、今回の一連の行為はいじめにあたること、遊び感覚でのいじめが深く心を傷つけることなどを児童に伝えた。

<グループへの対応>

- ・個別に対応した後、全員を集め、皆が楽しい学校生活を送ることができるようにすることを確認した。今回の件について、指導の内容と児童の様子を担任が保護者へ連絡するが、児童自身も自分で保護者に伝えておくように指導し下校させた。数名の保護者からは、担任からの連絡前に、「家でもよく話をし、今後気をつけさせます」等の電話連絡があった。

生徒指導委員会（同日児童下校後）

<今後の対応>

- ・学期末の行事を控えていたが、早急な対応が必要と考え、2日後に該当児童とその保護者に集ってもらい、保護者への説明を行うことを決定した。
- ・説明の際の進行や内容・役割分担等を確認した。

## 保護者への説明

参加者（学校）・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、担任、養護教諭  
（家庭）・・・保護者9人、児童9人（全員参加）

### ・会の趣旨説明（生徒指導主事）

いじめの実態と学校が行ってきた対応を報告し、今後同じことが起こらないよう互いに話し合いをするための集まりであること、今後に生かすことが目的であることを説明した。

### ・事案の説明（担任、教務主任、養護教諭）

経緯、事案の内容、指導経過、児童の気持ち、指導した内容、指導後の児童の気持ち、今後の対応等を説明した。

### ・内容

固定された人間関係の中で、遊び半分で始まった問題であるが、対象を変えながら互いに傷つけ合い、つらい思いをしていたこと、児童は、担任等対応した教員に思いを話し、いじめにかかわってしまったことに気づいていること、今後、互いを思いやり、友人を大切にすることをさらに高めていくような指導をしていくこと等を保護者に伝えた。

保護者からも、「子どもを信じて支援していきたい」という声があがり、子どもの気持ちを受け止めながら、しっかりと見守っていくために、家庭でもできることなどを話し合った。

## （3）事後の対応

### < 児童への配慮 >

- ・今回のような問題が二度と起こらないように、予防的な視点で様子を見た。
- ・該当児童には、今回のことを後に引きずらず、今後のがんばりを促すような声かけをした。
- ・クラス全体でも互いを思いやる人間関係が作れるよう、教師も参加してクラス全員で遊べるような機会を増やすとともに、学級活動等でも指導した。

### < 児童の様子 >

- ・保護者の声を聞き、事の重大性に気づくとともに、今後の学校生活をよりよいものにしていこうとする態度が見られた。
- ・問題が解決したことにより、笑顔が戻り、安心してのびのびと生活している様子が見られた。
- ・周りに気を配り、友だちに対して思いやりの気持ちをもって接する児童がクラス内に増えてきた。

### < 保護者との連携 >

- ・事後も、気になることは連絡を取り合うなど、学校と保護者の連携を大切にしていけることを確認できた。

## 3 事例における対応についての評価

今回の事例では、問題把握後、生徒指導委員会を開き、担任、教務主任、養護教諭、生徒指導主事の素早い連携、対応ができた。大勢の児童が関係していたにもかかわらず、迅速に事情を聞くことができ、その日の内に児童への指導をすることができた。

児童が加害者にも被害者にもなった事案であるが、詳細に事情を把握し、それを基に指導までできたことで、かかわった児童全員に自分の行為や思いについて考えさせ、反省を促すことができた。

今回の事案をきっかけに、保護者にも子どものことに真剣にかかわっていこうとする態度が見られ、学校と保護者が一つになって指導に当たることができた。保護者との連携を密にし、信頼関係をしっかりと築き、いつでも協力や支援を受けられるような体制をつくるのが大切である。

クラス全体でも友だち関係について改めて考えさせたことで、その後の学校生活で、友だちを思いやる言動が見られるようになった。

## (13) 異学年の集団の中で起こったいじめに対応した事例（小学校）

### 1 事例の概要

2年生の女子Aは、教室内で一人遊びをして過ごしていることが多く、担任が声をかけて一緒に外に出ると友だちの中に入って遊ぶことができるが、自分から進んで友だちの中に入ることはできにくい児童であった。

担任は、1年生の担任からの引き継ぎにおいて、嫌がらせを受けやすい児童であると聞いていたので、日ごろから、学級内においてAの様子をしっかりと見守り、不安や思いをしっかりと受け止め、前向きに学校生活がおくれるような支援や指導を行っていた。

6月の中旬ごろ、週一度の一斉下校の時に、担任がAと一緒に歩いて帰っていると、同じ通学班の複数の上級生がAに対して嫌がらせをしていることに気づき、注意した。気になった担任は、生徒指導主事に相談をした。

### 2 対応策及び事態の経緯

#### (1) 学校の組織としての対応

##### 事実確認

生徒指導主事は、事実を正確に把握するため、当事者のAと嫌がらせを行っていた上級生だけでなく、周囲の児童からも事情を聞くこととし、同じ通学班の児童の担任に事実関係を正確に把握するよう依頼した。

##### 生徒指導委員会の開催

生徒指導主事は、生徒指導委員会を開き、いじめの概要・事実関係を説明し、いじめられたAへの支援といじめた上級生への指導、通学班における今後の指導方針や役割分担を決定した。

| 生徒指導委員会 |                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------|
| 構 成     | 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、該当児童の担任                     |
| 役 割 分 担 |                                                         |
| 生徒指導主事  | 事案の事実関係を全教職員に説明する。<br>指導方針の原案を示し、共通理解を図る。<br>役割分担を指示する。 |
| 該当児童の担任 | 指導方針の下に、養護教諭等他の教員とともに児童や保護者への適切な支援や指導を行う。               |
| 校 長     | 民生委員や教育委員会など関係諸機関との連携を図る。                               |

#### (2) 全教職員の共通理解と一貫した対応

##### いじめを受けた児童への支援

児童の気持ちに寄り添いながら、児童の不安を解消するための支援を担当学年の担任が中心となって行った。全教職員が双方の児童へ継続して十分な注意を払い、声かけや必要な指

導を行った。また、定期的に児童の現状を報告し全教職員で共通理解を図り、支援を行った。  
いじめた児童への指導

担当学年の担任や生徒指導主事を中心に声かけを行い、本人の言い分をじっくりと聞いた。他人の痛みを理解できるような指導を根気強く行った。随時全職員に指導経過を報告・情報交換しながら改善の方向を探った。

豊かな人間関係づくり（同時刻一斉指導）

児童が充実した学校生活を送るための学校全体の取り組みとして、学級活動の時間に人間関係づくりを目的とした取り組みを行うとともに、担任が一人一人の児童理解を深めるようにした。また、道徳の時間では、温かい心で接することや相手を思いやることなどを重視し、実生活に生きる道徳教育を充実させた。

通学班への指導

- ・ 該当通学班：長期間継続して下校に同行しての支援や指導を行った。
- ・ 該当外通学班：一斉下校時の全体指導や通学班会で担当の教員が班長や班員への注意をし、好ましい集団づくりに取り組んだ。

保護者への対応と連携

学校で起きたいじめの概要や今後の学校の対応を説明し、協力を求めた。保護者との連絡を密に取り、連携して子どもを見守った。

地域との連携

登下校の際の見守りを行っていただいている地域ボランティアの役員の方に今回の件を相談し、担当地区の方にも気にかけていただくように依頼した。

### （3）事後の経過

以上のような取組の結果、現時点ではAに対するいじめは解消されている。問題行動は、いち早く察知し全職員の共通理解を図り、速やかな対応ができることを目指している。

## 3 事例における対応についての評価

異学年の集団への対応

異学年がかかわる登下校時の通学班での問題であるため、教師が情報交換を密接に行った。それぞれの担任、通学班の担当教員など、複数の教師によって行動観察したり、継続的な支援を行ったりしたことにより、いじめの早期対応につなげることができた。また全体指導を通じて、異学年集団での人間関係づくりについて改めて考えさせることのできる機会になった。

生徒指導委員会の機能

生徒指導委員会へつなぐ指導体制が確立できていたため、全教職員の共通理解のもとに一貫した指導が行え、問題に対し速やかな対応ができた。個別指導はもちろんのこと、通学班や全校児童へ一斉に継続して指導を行うことで児童の状況を多面的に把握することもできた。

保護者や地域への啓発

問題の解決に伴い、保護者や地域の方にも通学時の児童の様子を見守ることなどを依頼し、通学時の安全だけでなく、子どもたちの人間関係づくりにも気をつけてもらい、地域と連携して子どもたちを見守ることができるようになった。



## (14) なりすましメールへの対応事例（中学校）

### 1 事例の概要

2年生の数人の携帯電話に、同学年の4～5名の生徒の悪口のメールが次々と送られてきた。発信者は、全く知らないメールアドレスを使って他人になりすまして発信していたが、受信者の内の一人が、発信したのはAの仕業ではないかと疑った。Aを疑う噂は、2年生の中であつという間に広がり、Aの携帯メールに怒りの内容のメールが次々と送られてきた。Aの異変に気付いた母親から学級担任に相談の電話連絡が入った。学級担任が確認したところ、既にAの上靴が隠されたり、ロッカーの荷物が荒らされたりする事態となっていた。

### 2 対応策及び事態の経緯

#### (1) 方針の確立

教育委員会や警察に相談・協力を求めたが、生徒に送られてきたメールは、すでに削除されていたため、学校で対応することに決めた。

関係した生徒の話を聞くなかで、インターネットのサイトや携帯電話のメールなどで他人を誹謗中傷することが犯罪行為になる認識が低いことが分かり、犯罪行為に対する意識を高める指導に取り組むことに決めた。

#### なりすましメールの例

From) 他人のメールアドレス  
題名) 今日の出来事

給食の時、5班の食べ方見た？  
ブタみたいな食べ方だったね。  
特にC子、授業中は静かなのに  
給食になるとうるさいね。本当  
にうざい！

#### (2) 具体的な指導

##### 発信者の特定とAのケア

生徒からの話や送られてきたメールの内容などから、その状況を知り得た生徒を絞り込み、メールの発信者Bを特定した。Bに話を聞いたところ、メールを発信したことを認めた。Bは自分の行ったことを反省し、Aに対して謝罪をしたが、すべてのなりすましメールを認めないことから、A親子の不安は解消できなかった。

そこで、Aに対して、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携して、担任を中心にAの不安の解消のために、Aの思いをしっかりと聞き心のケアに努めた。

また、Aのいじめにかかわった生徒への指導を進めるとともに、こうしたことが再発しないように、学年集会などでいじめは絶対に許されない行為であることを指導した。

##### 全校生徒や保護者に対する指導

教育委員会と警察に相談し、学校での生徒の指導や保護者への啓発についてのアドバイスを得て、学級活動の時間や保護者会、学年通信や校長便りを通して次のように指導した。

- ・インターネット上の画面に書き込みをすると、すぐに多数の人に見られるため、その書き込みの内容によっては、公然と人を侮辱したり、公然と事実を指摘し人の名誉を毀損したことになり、犯罪行為になる可能性があること。
- ・自分や友だちの悪口などが書かれた掲示板やメールを自分が見たときの気持ちを考えさせ、相手の気持ちを配慮することが大切であること。
- ・インターネットのサイトでの誹謗中傷は、他のサイトへリンクをはられるなどさまざまなことに利用され、自分の知らないところで取り返しのつかないことになる危険性があること。
- ・保護者会では、インターネットの有害性等について説明した。インターネットのサイトには、教育的で有益な情報や有害な情報、その中間の内容の判断が難しい情報などがあり、フィルタリングが設定されていない携帯電話やパソコンからは、自由に保護者の知らないところでアクセスできることを知らせた。また、パソコンや携帯電話を購入する前には、子どもとしっかり話し合いをし、使い方やルールを決めるよう伝えた。

### 3 事例における対応についての評価

本事例のように、パソコンや携帯電話のインターネットに関連したトラブルについては、学校の手の届かないところで発生していることから、学校としての把握や指導が大変困難である。特に、加害者については、学校内でも特定に努めなければならないが、警察への被害届の提出を保護者に考えてもらうことも検討する必要がある。

情報モラル教育を行うとともに、インターネットのサイトや携帯電話のメールによる誹謗中傷は、犯罪行為となる可能性があるなど、インターネット上での犯罪行為に対する意識を高める指導を行い、再発防止に取り組んでいる。

#### 参考 刑法における名誉に対する罪

名誉毀損（刑法 230 条）

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

侮辱（刑法 231 条）

事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、拘留又は科料に処する。

「公然」・・・不特定又は多数の人が認識できるような状態（場面）

「名誉」・・・他人に対する社会的評価

「事実を摘示」・・・人の名誉を損なう、もしくはその可能性のある具体的な事柄を文章もしくは口頭であばき示すこと

## (15) 電子掲示板での誹謗中傷に対する対応事例（高等学校）

### 1 事例の概要

2学期下旬、A子の携帯電話に複数の見知らぬ男から電話がかかってくるようになり、A子が友だちに相談したところ、学校裏サイトにA子のことが書かれていると教えられた。A子がサイトを確認したところ、A子のあらぬ異性関係と共に携帯番号が書き込まれていた。その後、電話の内容に脅迫めいたものも含まれるようになり、外出時に誰かにつけられているような気がしてきて、A子はノイローゼ気味で学校を連続して休むようになった。心配した母親が尋ねたところ、A子は涙ながらにこれまでの経緯を話したため、母親は担任に相談した。

### 2 対応策及び事態の経緯

#### (1) 学校の初期対応

保護者からの削除の相談を受けた担任は、削除をすると、書き込みをした者を特定することが難しくなることを説明し、警察に相談することも勧めたが、保護者は、A子を安心させることを第一に考え、すぐに削除するよう依頼してきた。

学校は、問題となっている電子掲示板の書き込みを確認した後、書き込みの内容・時間と電子掲示板のURLを印刷し、記録として残した。

学校は、サイトの利用規約や削除のガイドラインを参考に次のことを確認した。

- ・書かれている内容が削除の対象とされているかどうか。  
(基本的には、削除の判断はサイトの管理者が行うが、書き込み内容が誹謗中傷等の個人攻撃を目的としたものや電話番号等の場合には、削除対象とされていることが多い。)
  - ・削除の方法  
(基本的には、サイトの利用規約等に削除の方法が書かれているが、サイトによって削除の条件や方法が異なっており、非常に複雑である。)
- 生徒課長は管理職に書き込みなどの状況を報告し、対応を協議した。
- ・保護者の要望を尊重し、削除依頼を行う。
  - ・緊急の生徒指導会議を削除依頼後に開き、その後の対応を協議する。

#### (2) 削除依頼

生徒課長が情報教育担当者とガイドラインに従って管理者に削除依頼をしたが、削除が行われなかった。

県教委に報告するとともに、今後の対応を相談した。

県教委からは、管理者へ依頼しても削除されなかった場合は、プロバイダーへ連絡するよう指示を得た。

(管理者が削除依頼に応じない場合は、プロバイダー責任制限法に基づいて、掲示板を運営しているプロバイダーに削除依頼をすることができる。)

プロバイダーに削除依頼したところ、迅速に対応してもらい、削除をすることができた。

### (3) 方針の検討

緊急の生徒指導会議を開き、今後の対応について協議をした。

- ・ A子の精神面の安定を図るため、担任等が家庭訪問を行ったり、相談機関によるカウンセリングを勧める。
- ・ 書き込みをした者が同じ学校の生徒の可能性があるため、学校はA子の友人への個別面談やアンケート調査等を行い、可能な限り情報を集め、書き込みをした者の特定に努める。
- ・ 再発防止のため、全生徒に向けての情報モラル教育や保護者啓発を行う。  
(書き込まれた生徒の精神的なショックやつらさを生徒に理解させるとともに、書き込みの内容によっては犯罪行為になる可能性があることについて伝える。)

### (4) 家庭との連携

保護者に書き込みの内容や削除の経過等について詳細に説明した。

書き込みが削除されたことから、警察に被害届は出さず、今後の状況を見守っていきたいとの話が保護者からあった。

今後の学校の対応について説明し、学校内外のA子の様子で、何か変わったことがあれば、すぐに連絡を取り合うことを確認した。

【情報モラル教育や保護者啓発等の具体的な対応は省略する。】

## 3 事例における対応についての評価

事件化よりも、書き込みの削除を優先

インターネット上の誹謗中傷によって被害生徒とその保護者が受ける心的ダメージは大きいものがあり、被害生徒の心情を考えると書き込みの削除を優先することが大切であることは言うまでもない。今回、保護者の意向を尊重して、警察に被害届を提出して事件化することにこだわらず、迅速に書き込みの削除依頼を行ったことは、被害の拡大を防ぐという視点でも評価ができる。

警察との連携

脅迫電話といった学校での対応の範囲を超えた状況もあり、A子の今後の安全の確保を考慮して警察への相談は必要であったと思われる。なお、警察との連携について保護者に説明する際には、事件性の判断は警察が行うため、事件として扱われない場合があることなども、伝えておくことも必要である。

### 参考 保護者が警察に被害届を提出した場合の対応

警察が犯罪であると判断した場合

- ・ 掲示板上の書き込みを削除してしまうと、通信記録などの証拠が消滅し警察の捜査が困難になるので、書き込みの削除依頼をせず、警察の捜査に任せる。

警察が犯罪ではないと判断した場合

- ・ 本人及び保護者が掲示板の管理者に削除依頼を行う。学校に削除方法等の相談があれば、協力して削除する。

\* いずれの場合も、可能な限り加害生徒の特定に努めるとともに、被害生徒とその保護者の精神面での支援を併行して行う。

## (16) 情報モラル教育と保護者啓発の取組事例 (高等学校)

### 1 事例の概要

1年女子生徒Aは、ブログに自分の顔写真を掲載したり、学校での出来事を書いたりして楽しんでいました。ある日、ブログの掲示板に風俗店のサイトのリンクがはられた。その後、「日常的に複数の異性と性交渉を行っている」「風俗店でアルバイトをしている」「学校をやめて仕事に専念した方がいいのではないか」等の誹謗中傷が書き込まれるようになった。

学校でもこのことが話題になり、「Aが風俗店に登録している」という噂をされるようになり、Aに対する無視や嫌がらせが始まり、Aは学校を休みがちになった。また、自分のブログ以外にも、学校裏サイトに、自分の実名を上げられ「私を買ってください(電話番号)」と書き込まれているのを見つけたAは、担任に相談した。

### 2 対応策及び事態の経緯

#### (1) 学校の対応

担任がAのブログと学校裏サイトの掲示板の内容を確認した。(複数の匿名で「Aの性体験・身体の特徴・電話番号」等、多数の書き込みを確認した。)

加害者を特定するため、内容や書き込まれた時間、掲示板のURLを保存した。

生徒課長は管理職に書き込みなどの状況を報告し、緊急の生徒指導会議を開いて対応を協議した。

会議で決定した方針について、本人・保護者の理解を得た。

#### (2) 方針の確立

Aに事実確認をし、Aの心のケアに努める。

Aの保護者に事実を報告・説明するとともに、警察へ被害届を出すかどうか判断を求める。

Aに無視や嫌がらせをした生徒を特定し、生徒とその保護者への指導と対応を進める。全校生徒に向けての情報モラル教育と保護者啓発に取り組む。

#### (3) 具体的な指導

【 ~ については省略。 の「情報モラル教育と保護者啓発」について紹介する。 】

#### (全校生徒への指導)

全校集会時に、生徒課長から、ある生徒のブログなどに誹謗中傷と判断できる書き込みがあることにより心を痛めている生徒がいることを伝え、情報モラルについての理解を呼びかけた。(集会後、日に日に問題と思われるスレッドが消えていった。)

情報教育担当者が学習資料「インターネット5つのルール(知らない人に自分の名前や住所等を教えないこと、知らないサイトには注意すること、相手を思いやること、情報の発信には責任をもつこと、使いすぎに注意すること)」を作成、配付し、担任がホームルーム活動で説明した。

「情報モラルアンケート」を作成・実施し、課題把握に努めるとともに、授業で折にふれて情報モラルについて指導をした。

生徒が委員会活動として、情報モラルについて振り返ることのできるチェックリストを含んだ通信を定期的に発行し、注意を喚起した。

図書課の取組として、情報モラルに関する書籍を「図書館新聞（毎月発行）」に紹介し、生徒への情報提供を図った。

（保護者啓発）

PTA総会時に、インターネット上の問題についての報告と情報モラルについての理解を深めるため、情報モラルに関する啓発文書や携帯電話のフィルタリングに関する案内文書を配付する等、ネット社会の光と影の部分の踏まえて、情報モラルが求められる理由や、身に付けたい三つの情報モラル（人権を守る意識、他者の権利を侵さない意識、法律を犯さない意識）についての説明を行った。

PTA総会に出席できなかった保護者がいることから、PTA総会で配付した文書を定期考査の成績資料に同封して送付することで、保護者啓発の徹底を図った。

（その他：教職員の共通理解）

教職員研修に県総合教育センターの指導主事を招<sup>へ</sup>い聘し研修を深めた。

「『情報モラル』指導実践キックオフガイド（文部科学省）」を活用して研修した。

職員会議で、「いじめ問題に対する新たな提言

（岡山県いじめ対策行動推進会議）」を活用して、インターネットのサイト、携帯電話のメール等によるいじめの事例について研修した。



### 3 事例における対応についての評価

現時点では、こうした事象の再発報告を受けていないことから、全体指導や情報モラル教育の実践を通して、インターネットによる人権侵害の解消に向けた情報モラル教育の果たす役割が重要であるとの認識を再確認した。

保護者への情報発信や啓発を通して、インターネットによる人権侵害防止のための理解と協力を得ることができた。

このたびの対応を通して生徒課、情報教育担当者、人権教育担当者が連携して取り組む体制ができ、平素から学校裏サイトの情報収集に取り組むなど、新しい生徒指導体制につながった。

#### 参考

ねちずん村（NPO青少年メディア研究協会の啓発事業部）

インターネットの有害性を知り、その危険・有害サイトから子どもを守るために役立つ各種情報を提供する目的で制作されたサイト

（<http://www.netizenv.org/top.htm>）

岡山市立高島小学校では、PTAがNPO青少年メディア研究協会から資料を借り、2月の参観日を利用して、子どもが携帯電話を使う危険性を保護者らに知らせるパネル展を開いた。

## (17) 暴力によるいじめへ対応した事例（高等学校）

### 1 事例の概要

5月終わりごろになり、Aの保護者から「腕とあばら骨にひびが入り、子どもが病院に入院している。」との連絡があった。担任が病院で本人から確認して、別のクラスの生徒2名に殴られたり蹴られたりして暴行を受けていたことが判った。約半年間にわたって金銭強要（被害総額約15万円）があったことも明らかになった。

その2名は中学校時代の同級生で、1年生のときから、昼食時に学校近くのコンビニに弁当を買いに行かされたり、「肩パン」と称して、一方的に身体を殴られたりしていた。Aは報復を恐れて学校に事実を伝えることができないでいた。

Aから同じクラスのB、Cも学校内外で恐喝や暴力的行為を受けているという話を聞き、担任がB、Cに確認したところ、恐喝や暴行の事実が判明した。

### 2 対応策及び事態の経緯

教頭、生徒指導主事、学年主任、生徒指導担当者、被害生徒、加害生徒の担任が協議を行い、次のような対応策を取った。

#### (1) 被害生徒への対応

被害生徒には、担任と学年主任もしくは生徒指導担当者が分担して対応した。

登下校の際には、当分の間、保護者が担任と連絡を取り、送り迎えをした。

安心して校内生活を送れるよう、昼休み・休憩時間は教員が巡回指導を行った。

教育相談担当教員が受容的な立場でカウンセリングを行った。

#### (2) 加害生徒への対応

加害生徒2名からの事実確認

・一人は事実を認め、もう一人は「自分はやっていない」と否定した。

認めなかった生徒の家庭訪問

・保護者は子どもに対して非常に厳しく、生徒は保護者を大変恐れている様子であった。その反面、保護者は子どもの言葉を一方的に信じ、学校の話聞き入れず、自分の子どもをかばうことに終始した。

・学校は、生徒が事実を認めるには、保護者の子どもに対する考え方が変わる必要があると判断し、生徒指導主事と担任が何度も家庭訪問をし、繰り返し子育ての在り方や今後の子どもの成長について話をした。

事実確認の完了

・同じ学年の生徒から話を聞くうちに、暴力や恐喝の現場を目撃した生徒も現れた。

・加害を認めなかった生徒は「ふざけてやった」「金銭は借りた」と言い逃れをすることもあったが、他の生徒からの情報をもとに、粘り強く話を聞くうちに、加害の事実を認めた。

#### (3) 警察との連携

被害届の提出

・加害の行為の重大さを考慮に入れて、A、B、Cの保護者に警察への被害届の提出についても相談してもらうことにした。当初、B、Cの保護者は報復を恐れて、今回の事件を穏便に済ますことを考えていたが、Aの保護者との協議の結果、被害届を警察に提出することにした。

学校での事実確認

・学校は警察と相談し、加害生徒に対する警察の事情聴取・捜査に支障がない範囲内で学校が事実確認を行い、加害生徒に指導を行うこととした。

(4) その後の経緯と学校の対応

加害生徒2名は、警察から家庭裁判所に送致され、保護観察処分となった。

加害生徒の指導内容の決定

- ・問題行動による特別指導は今回が初めてであり、2人の反省の状況も考慮に入れ、生徒指導課で原案作成の上、職員会議で、特別指導の内容を決定した。
- ・指導内容の協議の過程で、被害生徒の保護者と連絡をし、被害生徒の安全を確保することを前提として、学校で特別指導を行うことへの了解を保護者から得た。

特別指導の実施

- ・今回の件についての反省文を書かせ、いじめの重大さを考えさせる指導を行った。  
「自分の行為の問題点」「他の人に与えた影響」「今後の自分の在り方」「被害者に対して」「自分の家族に対して」「部員に対して」
- ・今までの自分を振り返る内省文を書かせ、自分の生き方を深く考えさせる指導を行った。  
「高校生になったとき」「中学生の自分」「小学校6年生の自分」「4、5歳の自分」「生まれたときの自分」
- ・いじめを経験した人や子どもを犯罪で亡くした親の手記などの書籍を読ませ、被害者の気持ちを考えさせた。
- ・教育相談係、カウンセラー等が面談を行い、いじめをしていた時の気持ちと現在の思いを話させた。
- ・関係教員による講話

指導後の対応

- ・学年団、教科担任による、被害生徒の見守り
- ・加害生徒に対する継続的な指導

### 3 事例における対応についての評価

今回のような暴力、恐喝のような悪質なケースでは、毅然とした対応と警察への被害届の提出による解決が有効である場合もある。

加害生徒への保護者に対しては、今後の子どもの成長のためには、よくない行いを反省させ、立ち直りを図ることが、将来のために重要であるということを繰り返し話し合ったことが有効であった。

事件発生後、被害生徒に対して、登下校、校内での安全の確保を優先したことにより、被害を受けた生徒本人、保護者の不安感を取り除き、学校に対する信頼を得ることができた。

地域での街頭補導や交通指導などで、普段から警察と協力した取組を行うことにより、事案発生後の連携した対応が図られた。

### 家庭裁判所の指導機能について

家庭裁判所では、いじめに関連する事件(暴行、傷害、恐喝等)を起こした少年の生育歴、家庭環境、交友関係、性格等から事件の背景要因を調査し、過ちを繰り返させないよう指導しています。突っ張って強がってみせる加害少年も、実は強い立場の者からいじめられ、傷ついた体験を有している場合があります。時間をかけた面接を通じて、自身の体験と向き合わせ、被害者の痛みと重ねて考えさせ、その責任の重さを理解させる等の方法で、事件の再発防止に取り組んでいます。

学校現場では、学校と加害少年やその保護者との信頼関係も重要であり、指導に困難を感じる場合があると思われます。しかし、状況によっては、警察への被害届出を行い、事件として厳重に対処することが必要です。ただし、事件として取り扱われることになっても、学校は加害少年の更生過程に関心を寄せ、警察、児童相談所、家庭裁判所等の関係機関と緊密に連携していくことが大切です。そのことが、加害少年が学校へ戻った後の安定した生活の継続や、加害者、被害者の関係修復にも役立つものと思われます。

岡山家庭裁判所家庭裁判所調査官 増田 知代 氏



## (18) 生徒がいじめられたことを認めない場合の対応事例（高等学校）

### 1 事例の概要

昼休みに2年生男子生徒Aが、同じ部活動で違うクラスのBを殴ったり、つきとばしたりしている現場を部活動顧問の教諭が目撃し、Aを呼んで事情を聞いた。その際、Aを含めた同じ部活動の多数の生徒がBに対して、日常的にからかいや暴言、練習中の嫌がらせを行っていたことが分かった。その中でも、Cが中心的な加害者で、威圧的な言葉による攻撃や挨拶代わりに暴力的な行為などを約7ヶ月にわたって部活中に行っていた。

そこで、担任がBに事情を聞いたところ、自分の受けた暴言やからかい、暴力的な行為は認めたものの、それが「いじめである」とは認めず、引き続き部活動に参加する姿が見られた。

### 2 対応策及び事態の経緯

#### (1) 対応と指導方針

担任は、被害生徒Bが暴力の事実は認めるが、それを「いじめ」ではないと主張し続けることに大変違和感を感じ、学年の生徒指導担当に相談した。生徒指導担当から連絡を受けた生徒指導主事は、Bが報復やさらに「いじめ」がエスカレートするのを恐れて否定しているのではないかと考え、担任、学年の生徒指導担当、相談係、部活顧問、養護教諭、スクールカウンセラーによるケース会議を開き、今後の対応について、次の点について確認した。

- ・被害生徒Bがいじめを認めていないため、加害生徒への指導は、被害生徒の保護者の了解を得て行う。
- ・加害生徒の担任と部活顧問が、加害生徒たちの指導を行い、部活動内での暴力行為や嫌がらせ等をすぐに止めさせる。
- ・部活顧問、生徒指導担当を中心に事実の確認を正確に行い、加害生徒たちに自分たちの行為を内省させる特別指導を行う。
- ・担任、スクールカウンセラー、相談係等の複数の教員が被害生徒Bに面談を行い、安心感を与え、されて嫌なことははっきりと拒むよう勇気づける。

#### (2) 保護者との連携を図った対応

被害生徒Bは、母親への連絡を拒否したが、学校は「いじめ」として対応することに決め、本人には知らせずに母親に来校してもらい、今後の対応の相談を行った。いじめの実態を知らせる中で、母親から、同じことが繰り返されないように、今回かわった生徒全員を指導してほしいという依頼があった。学校からは、帰宅後のBの服装の汚れなどの様子や友だちからの呼び出し等について注意し、どんなに小さなことでも、気になることがあれば、できるだけ早く学校に連絡するよう、母親に伝えた。

#### (3) 加害生徒への対応

授業を受けさせ、放課後、別室で個別の特別指導を行った。

説諭（関係教員による講話等）

内省（なぜそのような行為に及んだのか考えさせる）

反省（反省文、自分の生き立ちなどの課題作文）

書籍読書（いじめについての書籍読書と感想文）

これからの心構え

その他（校内の清掃、修繕などの奉仕作業）

\* 指導の内容、本人の反省の状況等を保護者に連絡した。

\* 指導期間後も、生徒指導主事等が加害生徒にかかわり、継続的に指導を行った。

#### (4) 被害生徒への対応

加害生徒に指導をするのと併行して、Bの授業担当者が次の授業担当者が来るまで授業終了後に教室に居残ったり、教員が輪番で昼休みに校内巡視をしたりして、Bと加害生徒が接触する場面無くすようにした。また、部活動においても、該当顧問を中心に、近くで活動している部の顧問等がB及び加害生徒を注意深く見守ることとした。

様々な教員が面談を行ったが、無理に「いじめ」を認めさせるような聞き方はせず、じっくり話を聞き、Bが話し出すのを待つよう心がけた。

また、Bが授業や部活動で頑張っていることをほめることにより、Bの自己有用感が高まるよう配慮した。

当初、被害生徒Bは「いじめ」を認めなかったが、加害生徒からの嫌がらせ等がなくなり、教員からの頻繁な声かけが繰り返される中で、少しずつではあるが、嫌がらせを受けていたころの嫌な思いを話すようになった。

### 3 事例における対応についての評価

#### 加害生徒への対応

暴力等のしてはならないことを毅然として指導するだけでなく、自分の行為を振り返り、自分の生き方を見つめ直す反省文による指導を行ったことで、深く内省し、今後の自分の行動の在り方を考えさせることができた。

#### 被害生徒への対応

最終的に「いじめ」を認めるところには至らなかったが、「いじめ」を認めない被害生徒に対して、多くの教員が声をかけて安心感を与えるとともに、加害生徒からの嫌がらせ等の行為をやめさせたことにより、自分の気持ちを語るできるようになった。このことは、本人が今回のことを少しは整理できたものと考えられる。

#### 《参考》

いじめられていることをなぜ親や教師に言いたがらないのか

- ・いじめられている子にもプライドがあり、親や教師から弱いと思われるのを嫌がる。
- ・親が知って悲しんだり、いじめの解消に親が苦勞するのを申し訳ないと思う。
- ・親や教師へ「チクった」ことへの仕返しが怖い。
- ・孤立したくないので、いじめを受けても、仲間でいたいという気持ちがある。
- ・親や教師は真剣に考えてくれないだろうという不信感がある。

#### 対応のコツ

- ・子どものプライドを傷つけないように、共感的な態度で、話を親身に聞く。
- ・いじめられている子が、今までその子なりに頑張ってきたことを認める。
- ・いじめられている子は、教師の励ましや説得は頭では分かっているが、そのとおりにできないことがある。その子どもの心理を理解し、性急に聞き出そうとはせず、じっくり時間をかけて指導する。
- ・親や教師は味方であると子どもに思わせるように、普段から子どもに愛情を持って接し、信頼を得ておく。

#### (参考文献)

- ・「いじめの心理と構造をふまえた解決の方策」平成10年5月 東京都立教育研究所
- ・月刊教職研修5月増刊号「いじめ指導マニュアル」平成7年 教育開発研究所

## (19) 障害の特性に配慮し、専門機関と連携した指導（中学校）

### 1 事例の概要

2年生女子生徒Aは、小学校のころから対人関係が苦手で、思いやりに欠けた言動により相手を傷つけたり、善意で言われた注意を非難と誤解して友だちとトラブルになったりすることがあった。そのため、クラスの中で次第に孤立し、精神的に不安定な状況が続いた。スクールカウンセラーがAの母親との面談を行い、専門機関での診察を勧めていた。

そのような中、Aの一番の理解者はBで、Aが困った時には手助けをしてくれ、AもBの明るく活発な姿に憧れており、二人は大変仲良くしていた。

6月ごろ、Aは、Bが他の生徒とも仲良くしていることが我慢できなくなり、Bへの悪口を他の生徒にも聞こえるように言ったり、ブログにBの誹謗中傷を書き込んだりするようになった。担任がBから相談を受け、いじめが発覚した。

### 2 対応策及び事態の経緯

#### (1) ねらい

加害生徒Aの障害特性に配慮した指導を行い、精神的安定が保てるようにする。

被害生徒Bの心のケアを行い、精神的安定を図る。【具体的な対応は省略】

専門家との連携により、障害特性の理解や対応を学び、学校での指導に生かす。

#### (2) 具体的な対応

##### 方針の決定

Bから相談を受けた担任が校長に報告後、関係者によるケース会議で以下の方針が検討された。

- ・担任はAと保護者の困り感を受け止めながら受容的な立場でじっくり話を聞く。
- ・スクールカウンセラーによるカウンセリングを、Aと保護者に対して行う。
- ・Aと保護者には専門機関の診察を勧め、専門医の助言を学校も指導の参考にする。
- ・AがBにいじめを行った場合には、すぐ担任に連絡するよう、クラスの生徒に指導する。

##### スクールカウンセラーとの連携

担任とスクールカウンセラーが連携を図りながら、母親への支援を行うこととし、担任は母親にクラスでの様子や対人関係を説明したり、外部の専門機関を紹介したりした。その後、スクールカウンセラーが母親の不安感や困り感を受け止めながらカウンセリングを行ったところ、母親は次第に専門機関の診察を考えるようになった。

専門機関の診察の際には、保護者の同意を得て、スクールカウンセラーが同席し、Aの診断及び対応についての説明を受けた。その後、スクールカウンセラーがAへの対応のポイントを学校に伝え、指導に生かした。

また、Aは専門機関でのカウンセリングを継続して受けることになった。

##### 加害生徒への指導とその後の経過

担任がAに事実を確認したところ、事実をすぐに認め、Bへも謝罪したが、謝罪する態度はあまりよくなく、その後もBに対するいじめ等は継続していた。

しかし、関係教員が、状況判断が難しいといった障害についての特性を学び、Aの話をじっくり聴くなど、Aへの対応を修正した。Aの言動の背景に目を向け、指導のポイントを知ったことが安心感や自信につながり、それが、Aへの対応に余裕を生むことになった。

また、専門機関の診察をきっかけに、保護者のAへの対応も改善され、Aの精神的安定につながり、現在では、Aは以前よりも比較的落ち着いた学校生活を送るようになり、Bへのいじめもなくなった。

### 3 事例における対応についての評価

#### 校内体制づくり

校内ケース会議で方針を決定して組織的な対応を行ったことで、担任が一人で抱え込んで対応に悩むことなく、外部機関との迅速な連携が可能になった。

#### 支援方針の決定

いじめという行為の現象面だけではなく、生徒の言動の背景にも目を向け、生徒に寄り添った指導を行うために、ケース会議において、支援の方向性を明確にし、スクールカウンセラーや外部の専門機関と連携することを決定した。また、周囲の生徒の心のケアも重要になることを確認した。

#### 本人への支援

今後の課題は、生徒が、信頼できる教員に支えられながら、望ましい対人関係や行動について学んでいくことである。

#### 連携のポイント

- ・ 外部機関との連携においては、保護者と学校が情報の共有を図ることが重要である。
- ・ 診断後の保護者の心境を推しはかり、詳しい説明を行う等の支援が必要である。
- ・ 専門機関のアドバイスを、学校における対応・支援の工夫につなげることが重要である。

#### 《参考》広汎性発達障害の障害特性と対応の留意点

##### 障害特性

状況を理解して、場にあった活動をするのが難しい。  
(社会性の障害)  
冗談が理解できなかつたり、状況に合ったコミュニケーションができなかつたりする。  
(コミュニケーションの障害)  
先のことをイメージして、見通しをつけたり、柔軟に対応していくのが難しい。  
(想像力の障害)

##### 及ぼされる影響の例

不安感  
混乱  
誤解

対人トラブル  
集団不適応

#### 対応の留意点

生徒の話をしっかりと聴く。

本人の考え方(思考の仕方)の把握に努める。

状況やことばの意味について、生徒に分かることばを使って説明する。

次の行動を示し、先の見通しを知らせる。

話しことばだけで分かりにくい時には書いて見せたり、絵や図で示したりする等、視覚的な支援を行う。

#### 留意事項

本事例で不適切な行動をしたAは、幼少期から、周囲に本人の特性を理解してもらえないまま、中学生になった生徒であると思われる。まず、自分のことを理解してもらえず必要な支援を受けることができなかったこれまでのつらさ、苦しさを理解することが大切である。

障害のある生徒は、対人関係の難しさ、自己表現の難しさ、状況判断の難しさ等を有する場合があります、それが、集団内での孤立や対人関係におけるトラブルにつながり、その結果として、周囲からのいじめ被害を受ける場合があります。その際にも、校内体制づくりを基本とし、組織的で迅速な対応が重要である。

## (20) いじめの背景に児童虐待（ネグレクト）が考えられる事例（小学校）

### 1 事例の概要

9月下旬ごろから、4年生の4人の児童が「A児はキモイ」「バイキンがうつるから、A児の持ち物にはさわらない」などとA児をからかい、A児とのかかわりを意識的に避けるようになった。A児は学校での活動に意欲を見せなくなり、教室の隅でふさぎ込むことが多くなった。担任がA児に声をかけると、「ちゃんたちが、私のことをキモイと言う」と担任に打ち明けたことからいじめが発覚した。

### 2 対応策及び事態の経緯

#### (1) 児童の状況

学校では、休み時間は担任や養護教諭のそばにすることが多く、教師によく話しかけてくる。また、仲のよい友達がおらず、一人になりがちである。

家庭は、母親、A児の2人暮らし。母親が、数年前に離婚した直後から子どもの養育や炊事・洗濯などの家事をしなくなったため、家の中は不衛生な状態になった。朝食を食べないことは度々で、1週間以上入浴をしなかったり、また、数日間、下着を替えないこともある。これに対し、担任が家庭訪問をし、母親に注意をするが「A児は自分のことは自分でできるはず」「自分（母）のことで精一杯なので、かかわらないでほしい」とかたくなな態度を取り、改善が見られない。

#### (2) 対応策

事実確認後、管理職、教務主任、生徒指導主事、担任、養護教諭による校内ケース会議を開き、次の点に重点をおいて対応することとした。

##### A児の支援

受容的にかかわり、「これ以上いじめを受けない」という安心感を持つことができるようにする。また、基本的な生活習慣の定着に向けた指導を行う。

##### 加害者の児童、傍観していた児童への指導

いじめ防止に向けた道徳の授業や人間関係づくりの学級活動を行い、学級内に支持的風土を醸成するとともに、いじめは許されない行為であることを徹底する。

##### 家庭への支援

福祉機関、保健機関及び地域の支援者と連携し、生活環境の改善を図る。

#### (3) 具体的な対応

##### A児の支援

##### 教職員間の共通理解

児童相談所から講師を招き、ネグレクトを受けている児童の心理や支援について、職員研修を実施した。その後、A児の支援に関する事例検討会を持ち、次のようなA児への個別支援について全職員で共通理解した。

- ・ A児は自尊感情が低い状態にあることから、担任等が受容的にかかわり、情緒の安定を図るとともに、安心感を持つことができるようにする。
- ・ 生徒指導主事が中心となり、友だちとの良好なコミュニケーションをはかるための対人関係スキルの学習を行う。

- ・養護教諭の協力を得て、洗顔や衣類の着替えなど基本的な生活習慣の定着に向けた指導を行う。

#### 加害者の児童、傍観していた児童の指導

加害者の児童に対しては、言い分は聞きながらも、相手を傷つける言動は許されないことを毅然とした態度で指導した。また、クラス全体に、他者の心情を考える道徳の授業や児童相互の良好な人間関係づくりを目的としたゲームを週1～2回継続して実施し、いじめの再発防止に努めた。

#### 家庭への支援

母親の家事・育児については地域や関係機関からの支援が必要と考えた。そこで、市の子育て支援担当課に相談し、児童福祉司、保健師、民生委員、主任児童委員、教育委員会指導主事を交えたケース会議を開催し、次のような支援策を検討した。

#### 児童相談所、保健機関からの支援

児童福祉司と保健師は、週に1～2回程度家庭訪問を行い、母親が抱えている不安や不満を受け止めつつ、子どもの養育についての助言を行った。また、母親の了解のもと、家の整頓等も手伝った。

#### 地域からの支援

民生委員、主任児童委員は、A児の登下校の際に積極的に声を掛けるようにしたり、地域行事への参加を呼びかけたりし、A児の家族と地域の支援者が触れ合う機会をつくった。

### 3 事例における対応についての評価

#### A児への支援及び加害者、傍観者への指導

A児への精神的な支援だけでなく、基本的な生活習慣や友だちとの接し方の指導を行ったり、クラスでの人間関係づくり等の取組を行ったりしたことにより、A児の生活面での変容が見られ、笑顔も見られるようになった。また、A児を非難したり、避けたりする児童はいなくなり、休み時間にA児を遊びに誘う児童も見られるようになった。

#### 家庭への支援

関係機関等と連携した対応を行うことにより、母親は以前のようなかたくなに拒絶する態度は見せなくなり、母親自身の悩みを語るまでになった。しかし、現状はさほど改善されず、家事を行うことが困難であったり、適切な養育ができなかったりする現状は変わっていない。今後も、母親がA児の養育についての意欲を高めるよう、母親の就労援助を含めた、関係機関の連携した支援が必要である。

### 学校と児童相談所の連携について

いじめは早期に発見し対応することが必要です。日ごろから子どもの些細な変化にも気付き、子どもの気持ちを共感的に受け止め、相談しやすい体制を整えることや、一人の教員が抱え込んで対応が遅れることのないよう、組織で対応することが大切です。

また、学校だけでは対応できない問題もありますので、関係機関と連携することも必要です。

ネグレクトなど家庭に養育上の問題が見られる

子どもに何らかの障害があり、そのことが加害・被害の要因になっている

いじめにより不登校や行動上の問題が現れており、専門的な対応が必要となっているなどの場合、児童相談所は学校と共に子どもの福祉が守られるよう支援していきます。

岡山中央児童相談所判定課長（児童心理司） 内田 敏子 氏

## (21) 保護者の理解を得るために粘り強く対応した事例（小学校）

### 1 事例の概要

9月上旬に、5年生男子児童2人の保護者が来校し、「子どもがいじめに遭っている。先生に言うと、さらに暴力をふるわれると子どもは恐れている」と担任へ相談したことからいじめが発覚した。

学校は、いじめた児童には「外部の方から連絡を受けた」ということにして、翌日からいじめられた児童に事実関係の確認を行った。男子児童4人が、同じクラスの男子児童8人に対して、下校時に近くの公園等で暴力をふるっていたことが分かった。

### 2 対応策及び事態の経緯

対策チームを作り、生徒指導主事を中心として、校長、教頭、人権担当、担任が協議をしながら次のような対応をすることを確認した。

- ・全教職員には、職員朝礼や職員会議の際に経緯や対応の仕方を伝える。
- ・担任以外の教職員が授業中の支援や休み時間の校内巡回等で被害児童を見守る。
- ・指導すべき事実を見つけた時は、見逃すことなく指導をする。
- ・単独ではなく、複数の教員が対応する。

#### (1) 被害を受けた児童への対応

被害を受けた児童が多いが、迅速に対応するために、手分けをして事実確認を行った。その際、教員一人ではなく、複数で対応し、一人は「先生たちが必ず守るから、きちんと事実を教えてほしい」ということを伝えて、安心感を与えながら話を聞き、もう一人は正確に記録をとった。

#### (2) 加害の児童への対応

##### 学校の指導

一人一人の児童に、被害を受けた児童への対応の時と同じように、複数の教員で事実確認と指導を行った。その際、指導にずれが生じないように、指導に当たる教員間で指導内容を確認した上で指導にあたった。また、被害を受けた児童が仕返しを恐れていたため、「地域の方から連絡があった」と児童や保護者からの話であるということとは伝えないようにした。事実確認の内容が児童ごとに食い違う点があったため、次の日にもう一度事実確認を行った。

##### 児童の反応

いじめの事実についてはどの児童もその場では非を認めるものの、子ども集団の中では不満を言う児童がいた。また、集団でいじめを行ったことに対して指導をすると、「相手もたくさんで来ればいい」といった返事をする児童もいて、指導が子どもの心に十分届いていないもどかしさを感じた。

#### (3) 加害児童の保護者への対応

4人の児童の保護者に別々に来校してもらい、事実の説明と今後の指導の方針を伝えた。しかし、子どもの言い分を信用して、いじめの事実を認めようとしない保護者や、「上級生との関わりもあり、自分たちの子どもも被害者だ」と発言する保護者もいた。次の日の4人の児童の様子からも、家庭でこの件について保護者からきちんとした指導があったようには感じられなかった。

#### (4) 被害児童の保護者への対応

被害児童の保護者に来校してもらい、確認した事実、指導内容を伝えたが、加害の児童の態度に大きな変化が見られないこと、保護者のいじめに対する認識が不十分で

あることから、学校の対応に十分な理解は得られなかった。また、学校が連絡するまでに日数がかかったことも、大きな不満の一つであった。

中には、事件発生までの学校の加害児童に対する指導不足を指摘して、学校の責任を追及したり、加害児童や家庭の批判をする保護者もいた。

(5) その後の被害児童の保護者への対応

教頭、学年主任、担任で家庭訪問をし、連絡の遅れと学校で児童間のいじめが起こったことに対する謝罪を行い、学校の対応に対して理解を求めた上で、学校、家庭が連絡を密にとり、両方で児童を見守っていくことを確認した。

加害児童、児童全体への指導

- ・加害児童に対しては、カウンセリングマインドを持ちながら、いじめは絶対に許されないことを分からせるための指導を継続的に行う。
- ・もう一度、4人の加害児童の保護者を呼び、事件の重大さを説明し、今後このようないじめが起こらないよう、子どもの指導を依頼する。
- ・学校全体の児童集会で、いじめられている相手の痛さや辛さを伝えながら、いじめを行ってはならないことを指導する。

(6) 事態の収束

- ・その後、いじめた児童に指導を続ける中で、1人の児童はかなり行動を変え、他の児童に対して「まだそんなことをしょんか」といった発言をすることもあった。その他の児童も、担任等の指導を受け入れて少しずつ反省をし、問題のある行動が減っていった。
- ・担任を中心に、粘り強くいじめた児童・いじめられた児童の家庭訪問を続けたところ、学校の対応に理解を示す保護者も増え、問題発生から1か月ほどで事態は収束した。

### 3 事例における対応についての評価

児童への対応

対応可能な職員全員で手分けをし、事実確認を行ったことは、いじめに対して多くの先生が真剣にかかわっていることが児童に伝わり、効果があったと考えられる。

保護者への対応

かかわった児童の数が多く、加害児童の事実確認や、加害児童の保護者から理解を得ることに時間がかかってしまい、被害児童の保護者への連絡が遅れてしまった。事実確認が完了していなくても、早い時期に途中経過報告をしておいた方がよかった。

事実確認と保護者への説明

学校が保護者に説明する前に児童が保護者に伝えている場合、また、保護者同士で事実と異なる情報が伝わっている場合、間違った情報を保護者が信じてしまい、その後の対応が難しくなることもある。迅速な事実確認を行い、時機を得た連絡を保護者へ行うことが重要であると思われた。

#### 《参考》保護者から理解を得るためのポイント

- ・保護者の思いに耳を傾け、保護者の心情を理解する。
- ・学校の対応で改善できる点はすぐに対応しながら、信頼回復に努める。
- ・保護者への連絡の内容
  - 事実確認の内容
  - 学校の対応の方針
  - 学校の指導への協力要請
- ・保護者との話し合いは複数で対応し、そのうち一人は教頭、生徒指導主事、学年主任などのベテランをつける。



## 参 考 文 献

- ・「子どもたちの明るい未来のために - いじめの問題に関する資料 - 」  
(いじめの問題に関する資料作成委員会・岡山県教育委員会 平成19年3月)
- ・「いじめ問題に対する新たな提言」  
(岡山県いじめ対策行動推進会議 平成19年9月)
- ・「学校と関係機関等との行動連携を一層推進するために」  
(学校と関連機関等との行動連携に関する研究会 平成16年3月)
- ・「『生徒指導体制の在り方についての調査研究』報告書 - 規範意識の醸成を目指して - 」  
(国立教育政策研究所生徒指導研究センター 平成18年5月)
- ・「不登校といじめ問題の解決のために」  
(独立行政法人教員研修センター 平成19年2月)
- ・「いじめ問題に関する取組事例集」  
(文部科学省、国立教育政策研究所生徒指導研究センター 平成19年2月)  
(<http://www.nier.go.jp/shido/centerhp/ijime-07/index00.htm>)
- ・「『情報モラル』」指導実践キックオフガイド  
平成18年度文部科学省委託事業「情報モラル等指導サポート事業」  
(日本教育工学振興会 平成19年3月)  
(<http://www.japet.or.jp/moral-guidebook/>)

### いじめ問題実践事例集作成委員会委員名簿

|     |       |                |          |
|-----|-------|----------------|----------|
| 委員  | 服部道明  | 岡山市教育委員会指導課    | 指導主任     |
| 委員  | 稲田修一  | 倉敷教育センター       | 指導主任     |
| 委員  | 江口峰男  | 県教育庁人権・同和教育課   | 総括副参事    |
| 委員  | 佐廣直樹  | 県総合教育センター生徒指導部 | 指導主事     |
| 委員  | 藤原敬三  | 県総合教育センター生徒指導部 | 指導主事     |
| 委員  | 青山新吾  | 県教育庁指導課特別支援教育室 | 指導主事(主任) |
| 事務局 | 竹井千庫  | 県教育庁指導課        | 課長       |
|     | 小田幸伸  | 県教育庁指導課        | 参事       |
|     | 平賀和治  | 県教育庁指導課        | 総括副参事    |
|     | 中山博文  | 県教育庁指導課        | 指導主事(主任) |
|     | 谷川淳   | 県教育庁指導課        | 指導主事(主任) |
|     | 赤井佐裕里 | 県教育庁指導課        | 指導主事(主任) |